

令和2年度宍粟市予算決算常任委員会（予算委員会）会議録（第1日目）

---

日 時 令和3年3月11日（木曜日）

---

場 所 宍粟市役所議場

---

開 議 3月11日 午前9時00分

---

付託議案

（企画総務部・選挙管理委員会）

第15号議案 令和2年度宍粟市一般会計予算

（まちづくり推進部）

第15号議案 令和2年度宍粟市一般会計予算

---

出席委員（8名）

委員長	今井和夫	委員	神吉正男
委員	津田晃伸	〃	榎橋美恵子
〃	山下由美	〃	飯田吉則
〃	浅田雅昭	〃	田中一郎

---

出席説明員

（企画総務部・選挙管理委員会）

[企画総務部]

企画総務部長	前田正人	企画総務部次長	水口浩也
企画総務部次長	砂町隆之	秘書広報課長	岩路貴裕
地域創生課長	西嶋義美	総務課長	菅野達哉
財務課長	堀秀亘		

[一宮市民局]

市民局副局長兼まちづくり推進課長 橋本 徹

[波賀市民局]

市民局副局長兼まちづくり推進課長 榎木 隆

[千種市民局]

市民局副局長兼まちづくり推進課長 井 口 靖 規

(まちづくり推進部)

[まちづくり推進部]

まちづくり推進部長 津 村 裕 二                      まちづくり推進部次長 樽 本 勝 弘

まちづくり推進部次長 大 田 敦 子                      市民協働課長 小 河 秀 義

市民協働課副課長兼スポーツ推進室長 石 垣 統 久                      市民協働課地域づくり支援係長 福 田 和 也

市民協働課スポーツ推進係長 前 田 裕 作                      人権推進課長 西 田 征 博

人権推進課ダイバーシティ推進係長 上 月 恭 子                      消防防災課次長兼課長 田 村 純 司

消防防災課副課長 石 戸 寿 明                      消防防災課危機管理係長 田 路 哲 也

消防防災課消防安全係長 長谷川 将 知

[一宮市民局]

市民局副局長兼まちづくり推進課長 橋 本 徹

[波賀市民局]

市民局副局長兼まちづくり推進課長 榎 木 隆

[千種市民局]

市民局副局長兼まちづくり推進課長 井 口 靖 規

---

事務局

局	長 小 谷 慎 一	課	長 大 谷 哲 也
係	長 小 椋 沙 織	主	事 中 瀬 裕 文

(午前 9時00分 開議)

○今井委員長 おはようございます。

ただいまより予算委員会を開会いたします。

委員の皆様、今日から4日間、どうぞよろしくお願いいたします。

職員の皆さんもどうぞよろしくお願いいたします。

限られた時間でありますので、円滑な進行に御協力をお願いいたします。

審査に入る前に説明職員の皆様をお願いをいたします。

説明及び答弁は自席で着席にてお願いをいたします。説明職員が委員長席から分かりづらい場合がありますので、説明職員は挙手の上、「委員長」と発言し、委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。

マイク操作は全て事務局が行いますので、赤いランプが点灯した後、発言をお願いいたします。マスク越しになりますので、やや大きめの発声をお願いいたします。

また、委員の皆様をお願いをいたします。発言は意見、要望などに終始せず、適切な審査に努めていただきますよう、お願いいたします。

それでは、企画総務部の審査を始めます。

まず、簡略に概要の説明をお願いいたします。

資料につきましては、委員はあらかじめ目を通していただきますので、必要な部分についてのみ御説明ください。

前田部長。

○前田企画総務部長 おはようございます。本日から本委員会におきまして、連日の審査等をお願いすることになりますけれども、よろしくお願いいたします。

まず、令和3年度の予算編成につきましては、施政方針にもありますように、新型コロナウイルス感染症が収束しない状況下にあって、また、人口減少に歯止めをかけるのが困難な状況でも、移住・定住者や交流人口の増加、また、教育環境の充実、地域医療の確保や生活圏の拠点づくりなど、これまで進めてきました総合計画の前期基本計画や地域創生総合戦略を引き続き切れ目なく、着実に推し進めることとしております。

それでは、企画総務部の主な取組方針について、説明をさせていただきます。

まず、企画総務部といたしましては、地域創生総合戦略を所管する部として、市の最重要課題であります人口減少対策として、総合戦略の重点化方針であります、住む、働く、産み育てる、まちの魅力の四本柱を核とし、各種施策を一層推し進めるべく、そのリーダーシップを発揮していきたいと考えております。

また、それぞれの部局の施策の推進に当たり、企画総務部は市役所全体の調整機能の役割も担っていることから、より横断的な連携により、最大の効果が得られるよう、その役割についてももしっかり果たしていきたいと考えております。

このような中で、まず、令和3年度の取組といたしまして、まず、秘書広報課におきましては、広報誌やしーたん通信、それから、しそうチャンネルのほか、SNSなどあらゆる媒体を活用し、市政情報はもちろんのこと、地域のイベントや観光情報など、その情報を必要としている方へ必要な情報が的確に届けられるよう、努めてまいりたいと考えております。

また、広聴活動の充実やしそうチャンネルにおける魅力ある番組づくり、さらには情報インフラの適正な維持管理に努めてまいります。

このほか、在宅勤務が可能となるよう、テレワーク環境の整備にも取り組んでいきたいと思っております。

次に、地域創生課におきましては、今年度に引き続き、宍粟市の各施策の方向性を示す、第2次宍粟市総合計画の後期基本計画及び第2次宍粟市地域創生総合戦略の策定事務を1年延長して進めていきます。

また、ふるさと納税制度の充実や宍粟市の豊かな森林資源を次の世代へ引き継いでいけるよう、木育、ウッドスタート事業にも積極的に進めていきます。

そのほか、生活圏の拠点づくりにおいては、千種圏域において整備を進めるとともに、波賀圏域においては基本設計及び実施設計業務を進めてまいります。

次に、総務課におきましては、職員定数の適正管理や人事評価による人事管理に取り組むほか、時間外勤務時間数の上限規制に伴う時間外勤務の適正化などの働き方改革に努めます。

また、職員研修につきましては、質の高い市民サービスを提供するため、各種機関の実施する研修を積極的に活用するほか、職責や機能に応じた研修を実施し、職員の個々の能力を高め、市役所全体の組織力の向上を図ります。

さらに、職員の心身の健康維持やメンタル不調の防止の観点から、健康診断やストレスチェックの実施、産業医の面接指導など、健康管理に努めるとともに、今年度は市長市議選挙をはじめ、県知事選挙、それから、衆議院議員総選挙の適正な執行にも努めたいと思っております。

最後に、財務課におきましては、令和3年度から普通交付税が完全に一本算定とされますが、今後多様化する財政需要から財政収支バランスが悪くなることが予想されますので、決算余剰金を活用し、起債の繰上償還を実施するなど、後年度の財

政負担の軽減など、より一層の財政運営の健全化に努めます。

また、財産管理につきましては、庁舎、公用車、その他公有財産について、適正な維持管理に努めるとともに、入札制度についても公平かつ適正な執行に努めてまいりたいと思っております。

以上が令和3年度の主な取組方針となっております。

その他企画総務部の個々の主要事業につきましては、施政方針に添付しておりますので説明を省略させていただきます。

以上で、企画総務部の全体的な概要説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○今井委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告がある委員から、事前打合せのとおり、順次質疑をお願いいたします。

田中委員。

○田中一郎委員 改めておはようございます。

企画総務部においては、きめ細かな資料を提出していただき、感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告どおり、質疑をさせていただきたいと思えます。

まず、施政方針・主要施策の中の1ページの上段にあります、施政方針の中で、令和2年度方針で人口減少対策が最重要として掲げ、展開してきたとあります。それで、今回、令和3年度につきましては、人口減少というのはこれはもう仕方ない部分もあるんですけども、厳しい状況の中、市の北部地域の活力こそまちづくりの生命線であると記されておりました。その部分につきまして、その生命線となる令和3年度の予算をどのように組み込まれているのかという点について、質疑したいと思います。よろしく願いします。

○今井委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 おはようございます。よろしく願いします。

それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、北部地域の新たな活力を生む施策としましては、市北部の自然を生かしたアウトドアによる観光振興事業としまして3,835万9,000円、また、家原遺跡公園、まほろばの湯を中心とします御形の里づくり事業に822万8,000円、千種高原エリアの広葉樹の植樹による名勝地への取組としまして1,100万円、森林セラピー事業の推進としまして500万円、小水力発電への支援としまして200万円、身近な場所で医

療を確保する一宮北診療所の開設ほか地域医療の堅持としまして1,645万7,000円、また、ソフト事業としましては、新たに地域おこし協力隊を招聘したり、また、地区コミュニティ支援員の依頼という形でも併せて取り組んでいる予算を計上させていただきます。

以上です。

○今井委員長 田中委員。

○田中一郎委員 いずれにしても、宍粟市北部、南部とかいうような分け方でなく、全体的に人口減少対策、なかなか難しい部分でありますけども、以後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○今井委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 先ほど予算額、少し誤っております。訂正をさせていただきます。

千種高原エリア広葉樹の植樹につきましては、1,100万円ではなく110万円の誤りです。申し訳ございません。

○今井委員長 そうしたら、次のテーマに行きます。

田中委員。

○田中一郎委員 続けて出しております、施政方針・主要施策の6ページの中段の中に、これは先日の質疑にもありましたように、持続可能な行政財政運営の推進について、私が思うところを通告しておりますのでよろしくお願ひします。

まず、よく出てくるところの部分ですけども、市税が減少するとか、それから、臨時財政対策債の発行額を増額する見込みであるというような部分が記載されており、厳しい状況となることが予想されます。それは私のようにあまり知識のない人間でも当然であろうかなと思っております。その中で、3つの部分について具体的に説明をお願ひしたいと思ひます。

まず、財政調整基金の活用についての計画、2つ目には、市有財産の有効活用及びふるさと納税の利用促進の具体的な計画、当然これからはふるさと納税等が自主財源として頼るべき部分であるのではないかなと思っております。3つ目としまして、徴収対策における収納率向上の基本姿勢、先日も出ておりましたけども、公的な基本姿勢をお伺ひしたいと思ひます。4つ目としまして、補助金の見直しはされたのか、当然されておりますけども、今回出しましたのは補助金の一部分ではなくて、補助金としていろんな施策なり、事業を打って出ることによって、補助金が増

えてくるというような部分で、限られた財政の中で、なかなか難しいのではないかと。切るべきところは切って、進めるべきところは進めていかななくてはいけない時期が来ているのではないかなというような考え方から、令和3年度の補助金の考え方をどのようにされたかという部分、4点についてお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○今井委員長 堀課長。

○堀財務課長 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、私のほうからは、財政調整基金の活用についての計画の部分について、お答えさせていただきます。

財政調整基金につきましては、経済情勢の著しい変動等により、財源が不足する場合や、また、災害などの有事において使うということで、基金条例にも定められている部分で活用するものと考えております。

今回、6ページの表現が財政調整基金の計画的に活用しながらという表現にはなっておりますけれども、これは何か計画があるというものではございません。今回、コロナ禍の影響により、減収を踏まえての減収の範囲内で活用していくという意味でございますので、その点、御理解いただきますよう、お願ひいたします。

私のほうからは以上です。

○今井委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 私のほうからは、2点目から4点目までの御質疑に対して、お答えをさせていただきます。

まず、2点目の市有財産の有効活用及びふるさと納税の利用促進でございますが、市有財産の点については、学校跡地の有効活用という視点でまずはお答えをさせていただきますと考えております。

学校跡地の施設につきましては、今現在23施設を有しております。その中で、活用しているのは16施設、未活用の施設が7施設という現状でございます。

学校施設の有効活用の計画としましては、令和2年度及び令和3年度に閉所及び閉園となりました3施設のうち、2施設について、民間活用として利用したいという相談を既に受けておまして、令和3年度はそのように進めていけたらなというふうに考えております。

それと、ふるさと納税の推進についてですが、ふるさと納税については、現在、寄附のコースにつきましては、1万円から9万円の9コースと10万円から100万円の8コースという形で合計17コースを設定しているところでございます。

やはり委員おっしゃるように、他の自治体との差別化を図る上では、魅力ある地元産品のアイテムというのを増やしていかななくてははいけない。そして、返礼品を充実させる必要があるのかなというふうに思っております。

よって、寄附金のコースを柔軟に1万円から100万円まで、1万円刻みで設定することによって、その寄附額に応じたより魅力ある地元産品の開拓ができるのではないかと考え、令和3年度から取り組む計画にしております。

それと、3点目の徴収対策における徴収率の向上ということでございますが、昨日来も予算質疑の中でお答えをさせていただいているというふうに思っております。その基本施設につきましては、でき得れば明日の市民生活部において審査のほうをしていただければありがたいかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、補助金の見直しはされたのか、令和3年度補助金の考え方を伺うということでございます。

委員御承知のとおり、基本的には補助事業については終期の設定をしております。令和2年度末に終期を迎える補助金事業につきましては、内容の変更、期間の延長、廃止など、32事業について今年度見直しを行っております。

それと、令和3年度の補助金の考え方というところなんですが、やはり今、おっしゃったように、補助金事業の期間内で事業の目的、効果を上げることをまずは前提ということになります。ただし、少子高齢化であったり、コロナ禍において、先ほども御質疑がありましたように、地域の活力や経済、そういったものを維持していく上ではどうしても今、実施していかななくてははいけないというような事業もあるかと思えます。そのようなことも勘案しながら、令和3年度末に終期を迎える事業に当たっては来年度、しっかり見直しを行っていくという姿勢で取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○今井委員長 田中委員。

○田中一郎委員 分かりました。特に、私が感心しておりますのは、学校の跡地、23のあと16を使っているということで、学校の跡地、なかなか使いにくいなと思っております。ところが、学校というのは地域の象徴であったという部分もあり、いろんな部分で自治会初め、各団体の方が小学校を使って何かをしようという機運が高まっております。私は点在する北部のほうにしてもしかり、そのような部分で、ゆっくりではありますけども、そのような市が出されております施策が進んでおる



のではないかと、うれしく思っております。

これからも、地道に特に学校の跡地というのは広大な敷地と校舎がありますので、なかなか個人的には難しいんですけども、地域の方が一丸となって利用しようと、都多小学校、伊水小学校も学校規模的再開においても、地域自治会から使いたいんやという要望書が出たと先日もお聞きしまして、すばらしく進んでいるのではないかなと思っております。

しかし、地道に1年や2年で片づくところではないと思っておりますので、以後も続けて地道に進んでいただきたいなと思うところであります。

以上です、終わります。

○今井委員長 それでは、次のテーマに行きます。

次の委員の方、お願いします。

榎橋委員。

○榎橋委員 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

私のほうからは、10ページなんですけれども、いずれにしましても、今、コロナ禍でこの表に見ますように、市税、譲与税、交付金というのが減ってきているわけですよね。この今の状態がどこまで続くかも分かりませんし、スムーズに税金が納められない状況が続いていくのではないかと、これから先も。これ以上に今、示されている数字以上に膨れ上がっていくんじゃないかと、懸念するわけですが、そういうときにやっぱり滞納というのが引かかかってきます。それは市民生活部のほうとまたしていくわけですが、全体的にもやっぱり企画総務部の皆様に全体的なことをしていただいているわけですので、この今の状態からもっと悪くなってしまうんじゃないかと、この数字がと私は思っているんですね。台所事情が厳しいという状況の中で、乗り切る手だてはどのようなのでしょうかというのをちょっと心配になってまいりますので、お聞かせくださいませ。

○今井委員長 堀課長。

○堀財務課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど委員が申されたとおり、市税、譲与税、税交付金などで約2億3,000万円の減収を見込んでおります。そのうちコロナ禍の影響ということで1億6,600万円の減収を見込んで今回予算編成をさせていただいております。

1つは財源の確保という部分では、今回それこそ財政調整基金を減収の範囲内で1億円繰り入れるほか、また自主財源としましては、ふるさと納税などの増額などがあるわけなんですけれども、先ほど委員がおっしゃられましたとおり、じゃあ、

これ以上という部分になるわけなんですけれども、まず、コロナの収束については現状、誰もいつになるのかということとは分からないわけなんですけれども、現在はコロナの収束に向けて、国を挙げてワクチン接種事業に取り組んでいるというところがございます。ただ、それにもかかわらず、さらに厳しい社会情勢が続くようであれば、これはもう本市だけの問題ではなくて、全国の地方自治体全体の問題になってくるかなというふうに考えております。そうなった場合は、今年度もそうなんですけれども、国への財政支援を要望していく中で、財源を確保していくということになるかというふうに思っております。

また、場合によっては、財政調整基金、先ほど1億円という話をしましたけれども、さらにとということにもなるかと思っておりますけれども、そのような対応をすることによって乗り越えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○今井委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 しっかりかじ取りをお願いしたい、手腕を問われる年になっていくんじゃないかと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

以上です。

○今井委員長 じゃあ、次、飯田委員。

○飯田委員 お願いします。

先ほどから財政についていろいろと質疑があったんですけれども、私のほうからも全体的な部分と臨財債のかなり大きく増となっている部分についてお伺いしたいと思うんですけれども、考え方の違いがあるというふうにも言われる部分があるかと思うんですけれども、実質臨時財政対策債というものは、赤字公債という形に言われます。要は財政赤字を穴埋めするためのものであるという部分で、はっきり言って、これも借金なんですけれども、これはいわゆる人件費であるとか、負担金とか、そういうものにも使っていけるということで、将来的にやはり負担を残すことになってしまわないかな。交付税算入が100%ということで、交付税で戻ってくるんだという考え方があるんですけれども、交付税自体、この交付税自体も結局は人口減とかいう中で、その算定根拠が変わってくるという部分があって、今の現状こうだから、そのまま交付税で戻ってくるんだという保証は決してないんだというふうに言われています。そういう中でこれを大きく増やして使っていく。国のほうとしては、今国から出す金がないから、取りあえず借金しておいてくれと、交付税でまた戻すからという、ある意味甘い言葉なんですけれども、それを

そのままそうですかと使っていく、先ほどからありますように、大変厳しい財政状況が続いておると。これから先も大きく税収が上がることも見込めないと。その中で、どんどんこういう借金ばかり増やしていくという考え方、それはどこからそういう根拠でやっていくのか。確かに市民に対して不自由させたくない。将来に向かっていろんな投資をするべきだという考え方もあるんですけども、今の宍粟市の現状からいって、これだけの赤字を増やしていくという考え方、そのいわゆる今の財政運営の覚悟というものをお聞きしたいと思うんですけども。

○今井委員長 答弁をお願いします。

堀課長、すみません、マイクをしっかりとお願いします。

○堀財務課長 それでは、私のほうからお答えいたしたいと思います。

先ほど御説明があった中にもあるんですけども、これは実際に地方交付税が全額支給されれば、臨時財政対策債を地方公共団体が発行することはないわけです。個人的には市の責任において、地方交付税の財源を国がしっかり確保し、することになれば、このように臨時財政対策債を発行するというようなことにはならないというふうに思っております。

ただ、現行の制度、財政の国の制度にしましても、先ほど申されたとおり、元利償還金の100%ということで、人口減とはちょっと関係ないのかなというふうには思っておりますけれども、元利償還金100%で支給されるという状況でありますので、その部分については将来の負担を残すということはないのではないかとというふうに思っております。

以上になります。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 私の理解とまた違うんだと思うんですけども、実質100%戻されるという考え方でそれを使っていくんだということであろうと思うんですけども、実際、そのみならず、ほかの部分についても、先ほどありました部分、財政運営の中で財政調整基金を今回は1億円と。現状今、コロナ禍というものが一つの災害という形での捉えられ方をしていますから、財政調整基金が今、現状、取り崩す名目にはなるかと思うんですけども、この財政調整基金自体が何でもかんでも財政が苦しいから取り崩して使えばいいというものではないと、もともとの設置自体がそういうものだと思うので、これから先、いろんな後でまた聞きますけれども、ことがあると、そのためのある意味保険みたいなものだと思うんですけども、だから、そういうことを当てにしてやっていくという、この財政の苦しさ、この辺のと

ころを見ていますと、やはり事業の見直し、先ほどもありました、見直しとか、そういう部分で絞っていくしかないんだなと。成長戦略としてやはりどんどん進めていくんだという、これは確かに今の市の考え方だと思うんですけども、本当にそれでいいのか、財政全体の中での考え方を、覚悟をお聞きしたいと言ったんですけども、そういう意味では間違いなくこれで進めていってもできるんだという、そういう思いの中でこれを進めておられるという覚悟をお伺いしたいというふうに思ったんですけど、部長、どうでしょうか。

○今井委員長 前田部長。

○前田企画総務部長 ちょっと質問、質疑の意味が少しよく分からないので、違う答弁になるかもしれませんが、やはり財政規模に見合っただけで適正な行政運営というのは進めていっているつもりで今もそういうある程度の長期的な計画、それから、大きな事業につきましても年次計画、財政的な見通しというのは持って推進はしているということで、確かにバブル時期のようなそういう何でも箱をやるという時代ではないということもしっかり認識しておりますので、そういうことで進んでおると考えております。

それから、何度も言うんですけど、財政調整基金につきましては、今、言われたようにそういうときのためにある程度のことを見込んでおりますので、今のところそれを今回は1億円ということやから、うちとしてはもう少しまだ次回の将来においてはまだ使える予算としては残しておると、そういうのをやはり計画的に今回は1億円ですけど、将来にわたってはまた計画的にもそういうのも活用しながら健全な財政には努めていく予定とはしております。

以上でございます。

○今井委員長 よろしいですか。

そうしたら、次に行きます。

山下委員。

○山下委員 成果説明書の20ページです。

広報事業の中で、報奨費754万円、需用費616万円、委託料343万1,000円の事業内容を説明してください。

ラインをはじめとするSNSの利用率、この説明をお願いします。

それから、この中に全てのメディアの長所を生かし、弱点を補い合える情報の連携と書いてありますが、実際にどうしようと思っておられるのかという具体例を示してください。

○今井委員長 岩路課長。

○岩路秘書広報課長 失礼いたします。3点御質問があったと思います。私のほうから御説明をさせていただきたい、そういうふうに思います。

まず、1点目のそれぞれの事業の内訳についてですが、報奨費の754万円が各自治会へお願いをしております広報誌の各戸配布の協力金になります。

続いて、需用費の616万円ですが、これが毎月発行しております広報誌の印刷製本費でございます。

それと、委託料ですが、343万1,000円の内訳ですが、市公式サイト保守管理料が約160万円、それから、広報誌の配送業務、これは市役所から自治会長宅までになります、それが約100万円になります。もう一つ、番組放映業務、それが約80万円、合わせて約343万円になります。

続いて、ラインなどのSNSの利用率ですが、SNSの2月時点の登録者数で紹介をさせていただきたいと思います。

まず、ラインですが、会員数はただいま4,457人、それから、フェイスブックが1,628人、ツイッターが465人になります。通知がブロックされたり、登録が抹消されたりしないように、情報は厳選をさせていただいております。できるだけ告知回数を減らすような取組も続けております。

以上です。

続いて、3点目のメディアの長所を生かし、弱点を補え合える情報の連携の部分になるかと思っております。少し説明が長くなるかも分かりませんが、御了承ください。

情報の連携についてですが、広報誌や市公式サイト、SNSなどのメディア、どれにつきましても長所と短所があります。広報誌は、多くの世代を対象に、写真や図形を多用して、魅力的な紙面を提供することができます。しかしながら、即時の情報は反映することはできません。

一方で、SNSは、今この瞬間のニュースを配信することができますが、文字数には制限がございます。また、市公式サイトは即時性も高く、写真や図形の利用も可能、それから、文字量も制限はございません。ただ、情報量が膨大で、検索が困難という側面も持っております。情報の連携は各メディアの長所や短所を補い合うもので、具体的にはSNSから直接市公式サイトの情報にピンポイントで誘導を行ったり、それから、広報誌の紙面では、紹介し切れない情報、これをQRコードで公式サイトや動画サイトに誘導を行ったり、また、公式サイトからアプリで提

供しておりますデジタル広報誌に誘導を行ったりと、そういったお互いの弱点を補い合って利便性と視認性を両立させる取組という説明になります。

以上でございます。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 長所を生かし、弱点を補える情報の連携ということで説明して下さったわけでありませぬけれども、真に長所を生かして、そしてまた弱点を補え合えるというところの最もベストな方法を今、この時点での機器、情報技術の発達を理解して、即座に取り入れるためには、やはりすごく専門性というものが必要になってくると思うわけでありませぬが、そのための職員の方というのはどのくらいいらっしゃるのですか。

○今井委員長 岩路課長。

○岩路秘書広報課長 現状、専任でそれに当たっている職員は一人もおりませぬ。ただ、広報課の職員、広報担当になりますけれども、その広報担当の職員が互いに研さんしながら技術を高めている状況でございます。電子的な技術ももちろんですけれども、当然過去にも申し上げましたけれども、伝える技術というのはすごい難しいものでございます。ですので、伝える技術と電子的な技術を研修であったり、時には参考書を買って読んでみたりとかいう形で、今は経費をなるべくかけずに、できることをやっているという状況でございます。

今後、今のやり方で限界を感じた場合には、もしかしたら、大きな予算をお願いする可能性がありますけれども、今、現状では、最小の経費でできることをやっているという、そういう方針でやっております。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 そういった今の情報技術の進展についていく、それがなぜかというのと、やはり長所を生かし、弱点を真に補って、それで、市民の方に本当にどの、例えば情動的に現在の情報技術についていけないような人にも対応できるような、専門的な力というのも必要でありますし、それから、進んでいる技術をうまく利用できる力も必要であるというところで、そういった専門家から見て、今の市役所の体制ということがどのように見えているのかなど。専門家はいないという状態の中で、どんなふうに本当の専門家の方から見て、感じておられるのかなというようなところ、ちょっと疑義を感じておりますので、その辺のところをしっかりと研究して行って、これからの方向を考えていてもらいたいと思っておりますが、どうですか。

○今井委員長 岩路課長。

○岩 齋 秘書広報課長 職員自身、自分の目で行動していますので、第三者の評価というのが一番重要なことというふうに思います。ですので、広報誌にしてもそうですし、市のホームページもそうですし、ラインは今のところ SNS のコンクールみたいなものはないんですけれども、できるだけ第三者の評価がいただけるようなものに応募していったら、その立ち位置がどれくらいの場所にあるのかということも確認しながら、研さんを続けたいというふうに思います。

以上です。

○今井委員長 じゃあ、次、お願いします。

津田委員。

○津田委員 私も広報事業のところなんですけども、今後、市内外に向けての SNS の活用が今後本当に重要になってくるんじゃないかなという部分で、具体的にどのように進めようかとされているのか、それと、あと市外への観光情報や定住につながる情報発信、これは先日から、前々から言わせていただいている、人口減少に向けての広報活動というのは非常に重要になってくると思うんです。その中で、具体的にどのように進めようかとされているのか、その辺をお聞かせください。

○今井委員長 岩 齋 課長。

○岩 齋 秘書広報課長 失礼いたします。 SNS の活用方法だと思いますけども、今、取り組んでおりますのは、求められる情報を求められるタイミングで届けるのが大事やというふうに思っております。非常に抽象的な表現で、答えにはなっておらず、答えもないかなというふうに思うんですけども、現在、そういう方針で取り組んでおります。提供した情報の是非ですけども、登録者数の推移や着信拒否の数などで検討を重ねながら、実践を繰り返している状況でございます。市公式サイトや動画サイトとの情報連携も必須であるというふうに考えておりますので、これらを併せ持って取り組んでいきたい、そういうふうに考えております。

それから、市外への観光情報や定住情報の提供の方法ですけども、具体的な情報はそれぞれ担当課から公式サイトや SNS を通じて配信をしております。その中でもとっておきと思われるような旬の情報については、広報担当が主体となって見せる形をとっております。今時点では、新型コロナの関連の情報が SNS や公式サイトの中心を飾っておりますけども、時期を見て、地域創生総合戦略に掲げる定住促進重点戦略の四本柱、住む、働く、産み育てる、町の魅力を全面に打ち出す広報をしたい、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 今回この質疑をさせていただいているのが、ある程度移住政策であったりとか、そういう宍粟市を知ってもらうためのターゲット、的を絞って勝負をかけないといけないときだと思っんです。その中でこういう減額されている部分で、今、勝負をかけないといけないときじゃないのかなと。その部分が、ちょっとある程度 SNS の活用となってくると、ある程度フォロワーが発信力のある人、そういう人たちの活用であったりとか、そういうやり方も考えないといけないときだと思っんですけども、そういうことの検証というのはされたのかなと。市独自で一生懸命やろうとされている部分はあると思っんですけども、その辺の検証とか、やり方の部分、先ほど最小の経費という、できれば最大の効果を生んだら一番いいんですけども、ある程度ばんと発信していく部分、あとその横のつながりであったり、例えば担当部局がばらばらで動かれているのをそこを一本化してから出そうとか、そういう調整とかをされているのかなと。

○今井委員長 岩蔭課長。

○岩蔭秘書広報課長 SNS の運用ですけども、まだこれは始めてから3年ちょっとぐらいだと思います。職員もその間、異動もございますし、なかなか充実させていくというのは困難なものというも感じておりますけども、当然やってきたノウハウというのはその課に残っていきますし、まだまだ私が思うには、お金をかけずにできることはたくさんございます。ただ、今、津田委員がおっしゃるように、周知ができていないかといえ、できたものもありますし、できていないものもたくさんあるというふうに感じております。今現在、出しております主要施策の20ページの中段あたりに市公式サイトの写真を小さいですけど載せております。この時点、これは2月の状態の写真になりますけども、この表記はやはりコロナの中でのトップページのデザインになっています。いつ切り替えるというタイミングが難しいとは思っんですけども、津田委員おっしゃるとおり、その切替えのタイミングではホームページ、そして、そのホームページに誘導する SNS との連携というのを考えていきたい、そういうふうに思っます。将来的にはカリスマ性のある方を登用するといった使い方も視野に入れる必要があるかなというふうには感じております。

以上です。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 本当に私は広報の部分って大分変わってきたと思っんです、ここ数年で。広報誌なんかもそうなんですけども、ただ、SNS も本当に今、活用されて、少し



ずつ本当によくなくなってきているなどというのは私自身も実感しているんです。ですが、今、この時代の流れに乗っていく中で、さらに加速させてほしいなどという思いもあったので、これがここでまた減額されているところが、非常にやっぱりもっとここを加速させないといけないところじゃないのかなという思いがありましたので、ぜひまたそういったことも今後ちょっと考えていただきたいなと思いますので。

以上です。

- 今井委員長 そうしたら、私のほうから、それに関連というか、あれなんですけども、具体的に341万円の減額ですね、去年度の予算に比べて。ちょっと私も広報という大事な部分が減額されているというところが少し気になったので、具体的に何をどのように減額されているのかというあたりを教えてください。

岩路課長。

- 岩路秘書広報課長 昨年度比で341万円減額となっている要因でございますけども、SNSの配信などを担う臨時職員1名分の報酬などをしーたん通信、しそうチャンネル運営費のほうに移しております。実際には職員数は減っておりませんが、主に担当する業務の比重が少しずつSNSからしそうチャンネルのほうに移っております。ですので、これを機会にそちらへ移すという意味で、約300万円ほどの人件費に係る部分が移動をしております。

それと、もう一点は、広報誌の印刷製本費を約50万円下げしております。これにつきましては、より見やすいものを目指すために無理やりに減らしたという状況もございます。どうしても紙面を増やしてしまいますと無駄な言葉、おまけをつけてしまいますので、できる限り濃い情報を少ない文字数で伝えるという目標を持って取り組んでおります。ですので、今年度の状況を見まして、来年度はもう少し取り組めるんじゃないかということで50万円を減額させていただいております。決して後ろ向きで減らしたわけではございませんので、その点を御了承をお願いしたいと思います。

以上です。

- 今井委員長 分かりました。内容的にはそんなら削っていったというんじゃないということが分かりましたので、先ほど来、皆さん、委員さんが言われていますように、広報は本当に大事な部分だと思いますので、さらに頑張っていたきたいと思えます。

関連で、榎橋委員。

- 榎橋委員 私もやはり広報誌ってとても大事ななと。昨年、令和2年度にすごい写

真のほうで2刊とられたということで、5月と9月でしたか、やっぱりそういうものってぱっと見た瞬間に読んでみようかなと、この写真すごいなというところからページをめくっていくという、そういう人間性のものがあるわけですし、これはすごいことだなと。東京の足立区でしたか、職員にいろいろさせたときに、すごいことをしたときには、市長が本当に喜んで、そこの部署に行って、一緒に喜び合うというようなことをして、職場がすごく活気づいたという話も聞いたことがあるんですけども、こういうことを、今後、今年も頑張っていたきたいと思うわけですけども、本当にそういうふうにお金を使わなくても喜び合うことってできると思うんですけど、そういうことをやっていこうかなというお考えはあったりしますか。

○今井委員長 前田部長。

○前田企画総務部長 本当に職員はよく議員さんからも叱られるということはい多いですけれども、なかなか褒められるということは少ないんです。それで、今回、そういう本当に宍粟市になって入賞したということで、市長のほうからも直接該当者にもすごかったなという、それは常にうちのトップのほうはそういうことは職場に行き、特にほんまに市民の方からお礼等を言われたについてはもう機会を逃さず、常に職員のところへ行って、また、担当所属長にもそういうことは伝えておりますので、それは引き続きやられると思います。

○今井委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 同じく東京の話をするんですけども、そこの足立区は、宍粟といたら木がいっぱいあるじゃないですか。だから、木材を使ってお金がかからなくても、そういうものをつくって渡していくというのができるんじゃないかな。足立区のほうでも市でそんなものをつくりながら、みんなで喜び合って、それが増えていくといたら楽しくなってくるし、部署にいっぱいそういうものがあると、また、働きがいも増えてくるんじゃないかと思いますので、そういうお金をかけなくてもいいと思うんですけども、御褒美というのはあったらいいかなと思っておりますので、みんなが働きやすい場にしていきたいなと思っておりますので、よろしく願いします。

以上です。

○今井委員長 そうしたら、次、お願いします。

田中委員。

○田中一郎委員 それでは、施政方針・主要施策の21ページにあります、生活圏の拠

点づくりについて2点伺います。

令和2年度4月に一宮協働センター、いちのびあが供用開始となったわけですが、まず、事業の目的である人口流出抑制やにぎわいの創出など、1年を振り返って、令和3年度にどのような新たな計画を持っておられるのかということをお聞きしたいと思います。

次に、2点目出しておりますけれども、千種、波賀市民局でも事業が進んでいるんですけども、いずれにしても物を建てるということは多額の投資が予算化されております。市民の期待に応えられる事業になっているのかと、よく市民の声が届いているのかというようなことをずっと一宮市民局においてもこども園においても全て出ておりますけれども、私はこのように思っております。行政は建物を建てるということについてある程度の責務があると思いますし、市民はその建物について、投資額についていろいろ疑義を申し立てるとかいう部分があると思います。しかし、市民が協力して、つくり上げることが重要であり、建物自体が多額であるから、どうやこうやという議論も必要かと思っておりますけれども、建てなくては市民の生活の確保もできないかなと思っております。

しかし、その部分をいかに将来にわたって使っていくかということが一番大切な部分ではないかなと思っておりますので、今回、市民の応える事業になっているかという抽象的な質問なんですけれども、いかにこれから使っていこうか、市民の皆さんの協力を得られるか、市民の皆さんが使っていただくような内容になるかということがまず、多額の金額云々、何億円という問題の前に必要になってくるかなと思っておりますので、その部分をお伺いするところです。お願いします。

○今井委員長 答弁をお願いします。

橋本副局長。

○橋本一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 御質問につきましてお答えをさせていただきます。

令和2年4月20日、一宮市民協働センター、いちのびあが供用開始されました。御質問の人口流出抑制との直接的な数字をつかむことは困難ではありますが、開所以来、多くの子育て世代から御利用いただいております。この御利用、また、告知活動を通じて、子育て世代の市内への定着、そして、宍粟市へのUターン検討の際の好材料、また、将来の子育て世代が希望が持てるエリアとなるよう、今後も拠点エリアの中核施設としての取組を進めていきます。

また、令和3年度の予定につきましては、自治会、センター利用者、子育て支援

センターの利用者等からなります、一宮市民協働センター運営委員会がございすが、そこでの市民の声をお聞きしながら、にぎわいづくりのイベントを令和3年度、予定をしております。令和2年度もにぎわいづくりイベントを実施いたしましたが、コロナの影響もあり、出控え等もあります。利用の機会を辛抱したとか、回数を抑えたという方もいらっしゃいます。令和3年度も引き続きこのイベントを通じて告知活動と利用の機会の増進を図っていきたくて思っております。

なお、その時期及び内容については、新年度において、運営委員会において一緒になりまして調整を進めていきます。

以上であります。

○今井委員長 井口副局長。

○井口千種市民局副局長兼まちづくり推進課長 私のほうからは、2点目の千種の拠点づくりについて、説明をさせていただきます。

資料の21ページの中段にも書いてございますけども、千種の拠点づくりにつきましては、平成29年度より計画策定、それから、平成30年度から設計業務、本年度から工事に着手しております。

委員のほうより御質疑があったとおり、市民の期待に応える事業ということかというところでございますけども、最初の平成29年度より計画策定におきましては、検討委員会というものを設置しまして、その方向性について市民の方々に協議をしていただきました。

また、令和元年6月頃でございますけども、概略の平面図ができた段階で、千種町民の方々に平面図等をお配りしまして、意見を聞きました。

また、今後になりますけども、供用開始に向けまして、運営検討委員会というものを今後設置しまして、その具体の利用方法、運営方法などについて意見を聞いていきたいなということを考えております。

出された意見とか、意向については、極力反映しまして、最初の目的であります、集う拠点の施設ということで、どのように使っていただくかということで、新たなにぎわいができる施設を目指していきたくてというふうに考えております。

私のほうからは以上です。

○今井委員長 榎木副局長。

○榎木波賀市民局副局長兼まちづくり推進課長 私のほうからは、2点目の波賀の拠点づくりの点について、お答えさせていただきます。

波賀の拠点づくりにつきましては、令和元年度、基本構想である考え方を策定し

まして、現在、令和5年度中に完成というところを目指して協働センターの設計に取りかかっております。これまで基本構想を策定する段階におきましても、市民からの意見を反映するために、千種と同様に検討委員会からの提言をいただきまして、これを市民の意見、意向と捉えて拠点づくりの考え方というものを策定して、更新をしてまいりました。これからも波賀の協働センターの基本設計を行う中でも、まず、実施設計に入るのではなくて、青写真ができた段階で、素案の段階で検討委員さんを中心にはなると思うんですけど、波賀地域の市民の方々の意見、意向を聞く機会を設けながら、できるだけ多くの方々の意見を聞き、進めてまいりたいと思っております。

地域の利便性やにぎわいを確保すると、そして、集いの場を確保するというのが拠点施設に求められるものだと思いますので、その辺は丁寧に説明しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○今井委員長 田中委員。

○田中一郎委員 いずれにしましても、市長の肝煎りの拠点づくりということで、一宮の市民協働センターも大変多くの方が来られております。本当に素晴らしいなと思っております。この部分がたつにつけ、議会においても、委員会においてもいろいろなことを私たち申し上げたんですけども、今、あそこに集っておられる市民の方の人数を見ると大成功であったなと私は思っております。ほかの委員会等で出席しても、ふだん自治会の方でも出会えない自治会長さんと出会ったりするんですよ、フロアで。そこでいろんな話をお聞きして、素晴らしいなと、これがいわゆる集約した拠点づくりなのかと思うようなことを一宮市民として今思っております。しかし、その中には、今現在、供用開始された一宮協働センターの中にもいろんな問題があるかと思えます。その問題を次、千種市民局、あるいは、市民局のほうにそれぞれの担当部局から連携していただいて、その部分を解決していただいたら千種、波賀は一宮よりかはよりよいものがまたできていくと。それが今度第2、第3になってくるかなと思っておりますので、そのような部分の一宮協働センターのほうからこういういいところは多分言われると思います。でも、こういう問題があったから、こういうところを千種市民局のほうも、波賀市民局のほうも解決したらええん違うかというような、そういうような連携はされておるんですか。

○今井委員長 井口副局長。

○井口千種市民局副局長兼まちづくり推進課長 私どもの千種市民局でも、今現在立

てているところでございます。細かい内容については一宮の担当者のほうからどのようにやったんや、このようにやったんやというような、どんなふうに事業を進めたのかということについては大変参考にさせてもらっておると思います。なかなか悪い点というのは、これが一宮は悪かったでというようなことが今ちょっと例にはよう挙げませんけども、そういったところで大変参考にさせてもらって、いいところを引き継がせてもらっておるつもりでございます。

以上です。

○今井委員長 田中委員。

○田中一郎委員 いろいろお話を聞いて、素晴らしいものが次々できていくことを期待して終わります。

以上です。

○今井委員長 そうしたら、次に行きます。

神吉委員。

○神吉委員 私のほうからは施政方針の主要施策22ページ、新生児の応援給付金事業のところでお伺いします。

人と人との支え合いの気持ちを大切にということで、企業の方、個人の方々から700万円の寄附金が集まり、それに加えて国庫支出金300万円を足して1,000万円の財源のもと、子どもたちに、今度生まれてくる新生児の子どもたちに給付金を出すという事業ですが、これは昨年あった国の特別定額給付金の対象とならない子どもたちというふうになつとるんですが、昨年、令和2年4月27日以降の新生児に与えられるということになっているのかどうかということをお伺いします。この令和3年度と2年度との間の子どもたちに漏れはないのかというところをお聞かせください。

○今井委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 それでは、私のほうからお答えさせていただいております。

令和2年度で取り組んでおります、新生児特別定額給付金につきましては、令和2年4月28日以降に生まれた子どもで、令和3年4月1日までに出生されたお子さんを対象という形で現在、取り組んでいるところです。

このたび、提案をさせていただいている新生児応援給付金につきましては、令和3年4月2日から生まれたお子さんで、令和4年4月1日までという形になっておりますので、その対象に空白期間はございません。

以上でございます。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 それから、この事業の国庫支出金というのは300万円つくわけですが、これは地方創生臨時交付金となっておりますが、こういう事業に対して出てくるお金というのは金額的にどういうふうな根拠で出てくるわけなんですか。

○今井委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 300万円の根拠という形ではよろしいでしょうか。令和3年度の事業規模としましては、新生児を200人という形で今現在計上させていただいております。1人当たり5万円の給付という形になりますので、総事業規模としましては1,000万円必要になります。今、議員御指摘がございましたように、給付金のほうで700万円充当させていただきまして、その差引きとして300万円を臨時交付金のほうから充当をさせていただいている、そのようにしております。

○今井委員長 続いて。

榎橋委員。

○榎橋委員 私も同じところなんですけれども、本年度は9月のときでしたか、4月28日以降に誕生された赤ちゃんには当たっていませんでしたので、私たちと同じように10万円差し上げていただいて、そのときは4月1日ぐらいまでには大体これぐらいの誕生があるなというのは9月時点でほぼ分かるわけですよ、200人ぐらいかな。今回は、ちょっとまだ先のことなので、まだ200人って立てていただいていると思うんですけれども、だんだんと減っていく中にその根拠はどうだったのでしょうか。

○今井委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 委員御指摘のように、今年度の新生児の出生数という状況については、十分承知しているということでございます。

ただし、今現在宍粟市では冒頭から説明させていただいておりますように、人口減少対策や少子化対策事業ということを粘り強く引き続き実施しているということで、その姿勢を入れて200人という出生数を計上させていただいたということでございます。

○今井委員長 続いて。

飯田委員。

○飯田委員 私の質疑は何となく若干違う観点からお伺いするんですけども、これは、今回はコロナ禍で新生児を持つ家庭を応援するという事業の組立てになっておると思うんですけれども、前々からよく議員の方の中からこういう新生児に対する応援

金を出したらどうか、出生率が下がっている中で、そういう助けをすることによって出生率が幾ばくかでも上がるんじゃないかというようなことが今までもあったと思うんですけれども、今回はコロナ禍の中での特別給付金に当たらなかった方に対してということになっておるんですけど、また、今、質問にありましたように、特別給付金、地方創生交付金の中からここにあげようという形、それと、このコロナ禍での支え合いをしましょうという基金の皆さんからの募金を募ったという部分があるかと思うんですけども、最終的にこれをここで言うべきかどうか迷ったんですけれども、やはりそういう考え方、コロナでなくても新たに宍粟に生まれている子どもたちをみんなで支えようじゃないかという考え方をずっと続けていくべきじゃないかなというふうに思うんです。今回限りでこの基金をなしにするんじゃないに、皆さんに呼びかけて、いろいろ企業とか、そういう形をお願いして、今、生まれてくる子どもを1人でも増やして、将来を担う子どもがここに1人でも増えたらいいんじゃないかなというそういう考え方のもとにやっていただけないかなという思いを込めて今回、この質疑をさせていただきたいと思うんですけれども、今後、こういうことを続けていくべきではないかなということをご提案させていただいて、そのお考えをお伺いしたいというふうに思います。

○今井委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 御承知のとおり、令和2年度に給付させていただきました、新生児特別定額給付金につきましては、全額国の臨時交付金を充当させていただいています。また、令和3年度に今、提案している新生児応援給付金につきましても、先ほど言いましたように、市民の皆さんの善意の寄附と一部臨時交付金という形で、市の一般財源を一切充当していないという中で今回実現できたというところの経過がございます。それはもう委員おっしゃるとおりでございます。

現状においては、冒頭来より、もう少子化に歯止めがかからないという形のものはこちらに集まっておられる皆さん、全て共通認識だというふうに思っていますし、今、委員がおっしゃった思いというのは、市のほう、我々としても同じ思いであります。何とかして少子化に歯止めをかけ、ただ、子どもを育てやすい環境というのをみんなで支えていくというのは本当にそのようにしたいという思いはございます。

ただ、冒頭来よりありましたように、将来的な財政事情等々も考えますと、なかなか今まで財源の課題もあって実現できていなかったということもございますので、今、言えることとしましては、令和4年度に継続できるか、どうかということについては、今の状況では白紙といいますか、考えられないのかなというようなことで



ございます。今現在ではこのようなお答えが精いっぱいかなというふうに考えております。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 苦しい回答をさせていただきましたけれども、先ほど来から言っています、要はお金の使い方の部分ですよね、そういうところ、将来的に有効なのかどうかという部分の考え方をもう一度していただいて、こういう将来につながるということについてはもっともっと考慮していく必要があるのかなと、全てが無駄とは言いませんけれども、やっぱり考え方としてはそういうものも必要になってくると思うので、今後ともそういう部分についての心配りというんですか、そういうものを進めていって、将来に向かって明るい兆しができるように、財政運営をお願いしたいと思います。

○今井委員長 いいですか。

そうしたら、次、私の質問ですけれども、もう回答、同じように出ていますので、飛ばさせていただきます。

それでは、その次、新病院のほうに行かせていただきます。

山下委員。

○山下委員 説明書の23ページです。

この事業は、令和元年から令和7年までの事業期間ということになっておりますが、総事業費は幾らになるのか、お答えください。

○今井委員長 水口次長。

○水口企画総務部次長 この事業が令和元年から令和7年ということで、全体の総事業費という御質疑になります。

建設事業費につきましては、建物の構造であったり、病床数、いろんな要素で決まってくるものと考えております。特に、病床数につきましては、現在策定を進めております基本計画において、その病床数を決めていくこととしております。こういった時点でございますので、そういった建設費の要因となるものがまだ未確定の状態でございますので、現時点においてはその建設事業費、これを含めた総事業費というのは見込むことができない状態でございますので、御理解いただきたいと思います。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 総事業費を見込むことができない基本計画策定の段階で、こういったことで令和3年度予算1億6,731万4,000円についているわけではありますが、この内容に

ついてお聞きしたいわけでありまして、令和3年度事業内容ということで記入してあるわけでありまして、この場所は、この病院は災害時にも対応できる、そういった病院にするということで、それで、ここに記載されております場所の位置図からも分かりますように、このほん横に揖保川が流れておりまして、浸水の可能性がある場所であります。それで、やはり基本設計業務及び医療コンサルタント業務、あるいは、新病院進入路設計業務、あるいは、用地測量登記業務、用地買収等についても、やはり災害を配慮しなければならないことになってくると思うのですが、この1億6,731万4,000円、当初予算のうち、災害を配慮するための予算というのはどのくらいのものになるのかということをお尋ねいたします。

○今井委員長 水口次長。

○水口企画総務部次長 おっしゃるような水害の対策、あるいは地震の対策、そういったものは基本設計、あるいは詳細設計の中でどのような対応をすれば一番安全性が高くなるか、といったところの研究になってくると、設計になってくるかと思えます。

したがいまして、それを見極める、見極めるといいますか、それをつくるための設計であったり、コンサルティング業務でございますので、その中に災害対応がどれくらいあるといった考え方のものではないかと思えます。

以上になります。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 そういうようなお答えでありましたら、この予算の審議ということ自体が非常にしにくくなってくると思うんですが、どうでしょうか。

○今井委員長 答弁できますか。

前田部長。

○前田企画総務部長 今回の防災工事につきましては、ここの表についておりますように、令和5年以降のところでは実際の工事が当たったときにはそのお金は出てきますので、今回上げております設計につきましては、そういうこともする必要があるというようなことが出てくることであって、実際今年度、令和3年度予算で防災工事をするものではありません。ですから、今言われた、そのの大本をつくるのであって、それで令和3年の予算が審議できんというのはちょっと違うんじゃないかなと思います。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 今、基本計画が策定時点であるということ自体からそういったことがま

だ委員会の中でも考え切れていないのではないかなという観点からの質問でありました。そういうことであります。

○今井委員長 そうしたら、次に行きます。

浅田委員、お願いします。

○浅田委員 私は令和3年度の予算の関係について、質疑をいたします。

新病院の関係で、進入路整備の詳細、いわゆるそこで当然車道、当然のことながら歩道や、それから、当然自転車等の通行も見込んでおかなければならないかと思えます。幅員12メートルというふうに説明資料にはありますから、おおよその見当はつくんですけども、言いたいのは、しっかりした用地を確保をする内容になっているかということをもまず1点説明願うことと、委託料の内容、医療コンサルも入っておりますので、ある程度の金額は要るのかなというふうには思いますが、委託料の内容、概要の説明もお願いをします。2点よろしく。

○今井委員長 水口次長。

○水口企画総務部次長 まず、最初の道路の規格といいますか、の部分でございます。

冒頭にお願いしますのは、この病院建設事業につきましては、市全体の大きなプロジェクト、大変大きな事業ということで、市全員総がかりでつくっていく、取り組むということを確認した中での事業となっております。

御質問いただいた道路の規格、あるいは詳細につきましては、建設部のほうが詳しいところがございますが、現状、聞いておりますのは、こちらのほうに通行する車の想定を踏まえた中で、どれくらいの規格が要るかという中で、延長としましては約110メートルございますが、その道路幅は12メートルというところがございます。現状そういった規格の詳しいところにつきまして、私のほうがちょっと知識的には乏しくございますので、もし必要があれば、詳しい点につきましては、建設部で再度御質疑いただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それと、委託料のほうにつきましては、予算のほうで持っております。まず、登記と不動産鑑定業務ということで470万円でございます。それと、医療コンサルティング業務2,000万円、それと、最後に、基本設計業務として1,100万円を予算措置しまして、これが合計1億3,470万円という委託料の内訳となっております。

以上でございます。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 分かりました。進入路の関係、また改めて建設部で詳細のほうをお聞きはいたします。要は、私が言いたかったのは、やはり車歩道、それから、広いスペ

ースというのは当然必要だろうという観点の中でお聞きしましたので、その点も含めてまた予算執行、お願いを、要は十分検討が必要だろうなという観点でございます。

あと委託料については概要は分かりました。当然入札になろうかと思いますので、それを見守っていきたいと思います。

私のほうからはこれで終わります。

○今井委員長 続いてお願いします。

神吉委員。

○神吉委員 私のほうからも、新病院への道路の整備のことだったんですが、進入路への整備は具体的な計画あってのものなのかというところに関しては、今、先ほどの浅田委員の質疑の中で答弁がもらえましたので、それは割愛させていただきます。

用地買収の詳細についてお聞きしますが、用地買収の詳細、これは用地買収、今、先ほど額をおっしゃられましたけれど、もう110メートルの12メートル幅のものを購入するというそこまでもう決めておられるのかというところの詳細と額面をもう一度教えていただけますか。

○今井委員長 水口次長。

○水口企画総務部次長 先ほど申しました、延長110メートル、幅員12メートルというのは一般的な、先ほど言いましたような規格のものを入れるということでございますので。当然これから測量でありますとか、現地の測量を踏まえた上での実施設計等々していくこととなりますので、そういった中で、それは当然増減と申しますか、変わることはあるかと思えます。当然幅員12メートルというのも真っすぐ立ち上がるわけではございませんので、それ以上の幅が用地買収としては必要になる可能性もございますので、そういったものを含めての今後の設計なり、測量ということでございます。

それと、予算のところでございますが、先ほど言いましたのは、登記業務、あるいは不動産鑑定業務ということでございます。それとあげておりますのは、あと公有財産購入費ということで、用地購入ということで3,230万円を計算しておるところでございます。

以上です。

○今井委員長 続いて。

津田委員。

○津田委員 今回、進入路整備のための土地購入の予算、先ほどから説明があったん

ですけれども、これは今から基本設計であったり、そういったものが始まるのに、先にこの土地の購入は先に予算計上されているのか、ちょっとその辺のが分からないんですけれども、これはどういう意図で、先に土地購入が出てきたのかなど、その辺説明いただけますか。

○今井委員長 水口次長。

○水口企画総務部次長 主要施策の説明の23ページに、事業内容ということで工程表をあげさせていただいてございます。現在、最初に言いましたように、令和7年までの工事の完了ということで計画を持って進めておるところでございますが、現状では令和5年度から現地の工事に着手できたらという計画でございます。したがって、令和3年度には測量及び実施設計に着手する中で、令和4年度には道路工事、先ほども言いましたような、道路工事のほうを進めていきたいという思いでございます。したがって、用地買収につきましても、この道路工事の令和4年度に向けて購入しておく必要があるということでございますので、令和3年度に予算を計上しておるところでございます。

以上です。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 ですから、病院がどんな病院を建てようとしているのか、その辺の詳細も決まっていない、先ほど道路をここに付けるんだという勝手な、どんなものを建てようとしているのか、どんな病院をつくるのかというのがまだ議論されていない、決定していない段階で、先に進入路の土地の購入というのをこれはどういう計画のもと、これが進んでいるのかなどいうのをちょっと疑問に思うんですけれども。

○今井委員長 水口次長。

○水口企画総務部次長 この進入路につきましては、基本構想の策定に当たりまして、市民アンケートを実施させていただいております。その折に新病院に通院する手段ということでお尋ねしております。その折に自家用車、あるいは御家族、知人等の車での送迎といった御回答をいただいているのが71%でございます。さらにバス、タクシーといった公共交通、手段を含めると、これを合わせますと95%に上ってまいります。したがって、通院をしていく上では、非常に安全に安心して通院できるアクセス道、また、場内における駐車場の整備というのは非常に大きな課題であると考えてございます。したがって、こういった状況の中で、周辺道路の管理者、あるいは関係者、関係機関との協議、相談もする中で、やはり新しい進入路、こういった形のものをするのが非常に望ましいといったことも結論として考えてご

ございますので、そういったことを考えながら進入路の整備を計画したところでございます。

以上です。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 当然宍粟市で初めから車で行くのって当たり前のことじゃないですか。だって、電車もないのに、分かり切っていた話じゃないですか。その中でこの土地購入されて、その後また後づけでさらに進入路もつけないといけない、これはどこまで広がるんだろうなど。具体的にはそういうものを含めて、初めにやっぱり土地の購入というのを考えないといけなかったんじゃないのかなという疑問が後で、後づけ、後づけでやっぱりこれも要る、これも要るという話になってくると、だんだんだんだん予算が膨れ上がってくるんじゃないのかなという疑問があるんですよ。その辺もう少し具体的に今、宍粟市の地形の中で車以外で、例えばバスもそうですけども、公共の手段はないわけじゃないですか。その中でまたこの後づけで土地を増やします、買いますというのだったら、当然それも含めてこういう計画を今から立てようとしてこの土地購入がもともと進んだんじゃないのかなと思ったんですけども、その辺はいかがお考えなのでしょう。

○今井委員長 水口次長。

○水口企画総務部次長 当然こういった周辺整備というのは大きな事業をすると発生してくるものと考えておるところでございますが、当然、最初に病院用地として購入させていただく折には、県道のほうにも隣接しておる、あるいは、南側の市道というところも隣接しておる。2か所進入路があるというようなこともございまして、その辺も当然研究、検証はしておるところでございます。

しかしながら、県道のほうにつきましても、かなり通行量の多いところがございますので、なかなかそういったところからの進入が安全にできるかといった課題、そういったことを先ほど申しましたような関係機関との相談をさせていただいた中でのこととなっております。従いまして、この用地があるから、全てもう整っておるということではなく、当然それに伴う周辺整備、あるいは交通量の流れが変わってまいりますので、そういったものに伴う何かしらの交通安全のための整備、そういったものは当然発生してくるのかなと思います。ですから、これで決まりということとはなかなかその時点では判断できないのかな。したがって、今回、こういった進入路を提案することで、皆様により安全に通院していただく手段の一つが、手段としてのアクセス道が確保できるのではないかという判断の中でのことござ

います。

以上です。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 ですから、もう少し病院の具体的な設計、どういう病院をつくるんだというプランが見えてから考えないといけないんじゃないかなと思うんですけども、実際先に土地を買って行って、我々も実際どういう病院を今からつくろうとしている、建設計画なんか全く今見えていない状況で、先に進入路をつくり、もう少しその辺を先に、具体的に市民の皆さんがどういう病院を望んでいるのかとか、そういうことを考えないといけないんじゃないかなと。そっちをもっとオープンにして、その上で考えないといけないんじゃないかなという疑問点があったんですけども、その辺はいかがお考えなんですか。

○今井委員長 水口次長。

○水口企画総務部次長 どのような病院という部分につきましては、従前より申し上げておりますように、基本計画の中でお示しし、あるいは病床数、診療科、そういったものもお示しして、また、皆さんにも御意見をいただけるような機会もあると考えております。それに先んじまして、こういった投資というのも当然必要になってくることですので、基盤整備として必要ではないかと考えておるところでございます。

以上です。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 ですから、これが来年度の予算で出てきているのがもう少し煮詰まって、その翌年で出てくるんだったら分かるんですけども、先にこれが出てきてしまっているところを、何か順序が違うんじゃないかなと思ったんですけども。

○今井委員長 水口次長。

○水口企画総務部次長 先ほども申し上げましたが、この計画が令和7年までということで、一定5年から現地の建設という計画もしております。当然それに向けての必要な整備という部分ではあると思っておりますので、これが先んじているかどうかというのは、当然先んじてやっておるわけなんですけれども、全体の工程の中でこのタイミングで必要という判断をした中での予算計上ということでしておるところでございます。

以上です。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 本本当に病院の配置とか、そういった部分で考えても、この進入路は本当に必要なのかどうなのかと、今後また分からなくなってくると思うので、私自身はそういう思いなので、そこはまた今後も議論させてもらいますけども、一応当局としてはそういう考えだということによろしいんですかね。

○今井委員長 よろしいですか。

次。

飯田委員。

○飯田委員 私も同じ部分になるんですけども、土地ありきから始まっているこの病院建設なんですけれども、今回もこの進入路、これもこれでいけば土地ありきになってくる、そういう感じがします。基本的に基本設計ができて、病院がどっち向きに建つか、正面玄関がどちら、駐車場はどこに、そういったものを勘案しながら道路というものをつけていく。これが一番順当なやり方じゃないかなと思うんです。この計画期間の中で、土地をどうしても置いておく必要があると、気持ちは分らないでもないですけども。今がチャンスだ、この土地を買うチャンスやという、その土地があるんなら別として、それさえもちょっと疑問を感じるんですけども、基本的に正面玄関がどちらになるのか、そういうことがまだ全然決まっていない段階で、進入路を設計して、土地を購入して、道をつけてしまう。それに合わせて病院を建てていくということになるんじゃないですか、それだったら、その辺の考え方を。

○今井委員長 水口次長。

○水口企画総務部次長 建て方の向き、あるいはどういう形状になるかというのは恐らくこれから病床数なりが決まっていく中でどれくらいの建床面積が要るのか、延べ床面積になるのかといったところになってこようかと思えます。当然場内に建てて、それに向けた道路をつけるというのは必要なことだと思っておりますが、これについては、進入路を含めての位置関係、当然動かせる敷地もございしますので、建設に向けてどのような形のものか、横長になるのか、縦長になるのかというところも当然ございしますし、場内道の配置というのも当然ございしますので、この道路によって全体が決まってくるというものではなく、場内の道路、あるいは建物の置き方というのを検討する中で、平行して組み合わせていけるものと思っておりますので、この道路が大きくそこに影響するというのではなく、うまく融合した中でできるものと考えておるところでございします。

○今井委員長 飯田委員。



○飯田委員 既存の今、県道がありますよね、正面に向かって、どちらが正面になるのか、新宮線の、そこにはきっちりこの土地が面しておるわけで、病院の配置がどこになるかによって、その進入する仕方が容易に入れる状況をつくり出せるような土地の広さやというふうを感じるわけですよ。その意味からしても、やはりきっちりと病院の形が決まった時点で、この土地の中にどの辺に病院を建てるとか、そういう駐車場をどの辺にするとか、そういうものが決まった時点で議論していくべきじゃないかと。当初予算から入れていく、そういう予算じゃないと思うんです。これは基本設計が決まって、大体の形が決まった、さあ、道路はどうするんだと、その時点で別に補正を組んでも別に問題ないんじゃないですか。当初からそれを、場所を、道路を進入路を決めてしまうという形でなくてもいいんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○今井委員長 前田部長。

○前田企画総務部長 進入路につきましては、今、委員言われた県道と、それから、市道等にも接しております。それにつきましては、全然使わないということではないんですけども、主たる進入路とするにはどうしても交差点に近い、どちらも信号のところがあるところ、また、手前に新しくできた市道のほうにつきましても交差点に近いということで、そういうところで道路管理者のほうとも、とか、警察等の協議した結果、そこに進入路をつけること自体で新しい病院ができることで、右折だまりもつくるのも難しい、そういうことが言われておりますので、実際の具体の場所につきましては建設予定地の中でどのようになるかというのはこれからになりますけれども、そこに入る新しい病院ができるにはどうしても新しい、今提案している方向からの進入路が必要ということになっておりますので、そういうことで提案をさせていただきます。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 現状の宍粟総合病院がそんなに車が来ないという問題じゃないんですけれども、あそこも交差点、すぐ入ったところとか、いろいろと狭い道のところなんですけれども、実質それだけの利用があるということを見込んでの考え方で今、安全・安心を得るための方策という言い方だと思うんですけれども、どちらにしても、その準備段階で設計もきちっと決まっていな段階でそこを先に購入してしまうというやり方は順次が違うというふうに我々は思うわけです。だから、予算設定を今提案されても、ちょっと待ってくださいよというのは今、津田委員じゃないんですけれども、我々の姿勢としてはそういう姿勢で今、質疑をしておるわけなので、

どうしてもここじゃないとあかんという問題でもない、今の現状では、そういうふうに思うんですけれども。

○今井委員長 前田部長。

○前田企画総務部長 進入路といたしましては、今のところ、詳細はもう少しかかるとは思いますけども、今提案している方向がメインの進入路としてはベストではないかと捉えております。

それと、実際基本計画を本当なら今年度末にはできておったらよかったんですけども、それにつきましては、令和3年度の中ぐらいにはできます。それで、用地買収につきましては、それができてから実際は取りかかるわけなんですけども、予算購入費としてはかなりの高額になるものでございますので、やはり当初予算にできるだけそういう計画があるものには当初予算であげるべきではないかなということ、当初予算で計上をさせていただいております。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 そのこのところは見解の相違というところで、確かに予算的に3,000万円以上の高額なものでありますので、当初予算にという考え方もあろうかと思うんですけれども、まだ確定していないものについて当初予算からという、今、遅れて計画が進行しているという中で、そこをやっぱり高額やから当初予算で押さえておこうという考え方よりも、やはりきちっとした中で、きちっとした説明ができる中で、の予算計上という形で補正でも別に問題はないというふうに思うんですけど、いかがですか。

○今井委員長 前田部長。

○前田企画総務部長 前も何回もあれになりますけども、もう進入の方向、進入路といたしましては提案するところがベストということなので、進入路的にはそこを、用地を必要としますので、位置的にはまだいよいよ建設予定地の中でどこになるかというのはこれから確定はしますけども、メインの進入路につきましては必ず用地買収が伴うところでないとしらに接しているところがないので、用地買収は必要であると考えておりますので、当初予算で計上させていただいております。

○今井委員長 そうしたら、一応この関連はこれでよろしいですね。

そうしたら、ちょっと遅くなりましたが、休憩をさせていただきます。あともまだ大分残っておりますので、ちょっと短いんですけども、10時50分から始めさせていただきますので、50分まで休憩ということでお願いいたします。

午前10時42分休憩

---

午前10時50分再開

○今井委員長 休憩を解き、会議を再開させていただきます。

それでは、次、津田委員、お願いします。

○津田委員 主要施策の24ページの宍粟光ネット移動通信施設運営費についてですけども、WINKさんに使用料の値下げ等の交渉、こういったものはされているのでしょうか、お願いします。

○今井委員長 岩蔭課長。

○岩蔭秘書広報課長 利用料金のことですが、基本的には一民間事業者が定めた料金であるために、市が値下げ交渉を行うのは望ましくないように感じております。価格については企業間の競争を経て定められたものであって、また、WINKの料金設定自体も同類の事業者さんと比べても良心的なものであるように感じております。ですので、今の段階ではそういったお話しはしておりません。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 今回こういう質問をさせていただいたのは、せっかくこれだけの通信整備、光ケーブルの整備をされているので、宍粟市としても前からしそチャンネルとかの加入率とか、上げていかないといけない。あと、個人のところで、ネット環境がまだまだ整っていない、今後キャッシュレス決済等も考えていくと、そういうところの整備というのは非常に重要になってくるんじゃないかなと、そういったところも今後ぜひ検討していただければなと思って、今回こういう、ここ行政だけでやるんじゃなくて、そういう民間さんの力も借りて、こういう加入率の向上とか、そういったところにも今後努めていただきたいなという思いがありまして、その辺ちょっといろいろ協議しながらまた今後も検討してください。

○今井委員長 そうしたら、次に行きます。

飯田委員。

○飯田委員 これは決算委員会でも議論になったところだと思うんですけども、加入率についてはそう伸びはあまりないと。逆に転出とかがあれば減っておるという部分があったりするということなんですけれども、今回のこういうコロナ禍の中で、いろんな広報をしていく中で、やっぱり全市的に利用できるコンテンツとしては、かなり有効なものであると思うんです。かなりの多額の維持費をかけておることもありますし、そういう意味においても、何かそれを全市的に皆さんに加入していただける方法というものはもう一遍見直して考えていく必要があるんじゃないかなと。いろん

な意味で、津田委員がおっしゃったようなこともありますし、やはりその辺は有効な利用をしていくと、せつかくの大きな財産を今現状持つておるんですから、その辺を考えていく必要があると思うんですけども、今現状で取組といったものは何かお考えはございますか。

○今井委員長 岩薮課長。

○岩薮秘書広報課長 委員おっしゃるとおり、厳しい状況が続いております。また、特に今年度につきましては、コロナの影響で市内の催しが中止をされておりました、また、昨年この機会にもお知らせさせてもらったと思うんですけども、学校をテーマにしたキラークンテンツをつくりたいということをお願いしたと思うんですけども、それも取り組めない状況が続いております。ですので、今年、新たな取組があったかということですが、具体的には進まなかったのかなというふうに反省しております。ただ、そういう催しができない中であっても、スタッフ自身は一生懸命に番組を考えてくれて、職員自身が出たらどうやとか、いろんな企画を考えております。ですので、自主制作番組という意味では新たな境地が開けかけたのかなというふうには感じておりますので、ただ、引き続きどういったものか、どうやって番組の魅力を上げていくのかというのは、スタッフとともに考えたい、そういうふうに思います。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 関わっておられる方が視聴率を上げるとかいうためにいろいろと努力されておるという部分についてはよく見せていただいて、理解できるんですけども、逆に、これを提供しておる、この側として加入してもらえ、加入させるという言い方は、これは自由にできるんですけども、何とか加入していただくための努力、そのコンテンツの中身の質を上げる以前に、この必要性をどうしたら理解していただけるか、そういう見て楽しむとかいう部分以外に、先ほど言ったようにいろんな情報発信することによって、生活環境の部分である、防災の面である、そういうものを市として伝える、市民として理解し、受け取る、そして、それを自分たちの生活に生かす、それから、防災面に生かすとかいう部分がございますので、その辺のところをそのために必要なんだという理解をしてもらう努力、そういう面も必要じゃないかなと。見て楽しいとかいう、当然そうなんですけども、そういう面に利用していただきたいんだという、当初目的の中にそこも入っておると思うので、その辺のところの広報の仕方というものもちょっと考えていただきたいなど。ああ、あ

ない言いよったらやっぱり入っておってよかったなど、これでいろんなことを受けて助かったという部分があると思うんです。だから、そういう意味にもおいて、その方法を一緒に考えなあかんのですけど、我々も、一遍考えていく姿勢というものをちょっとお伺いしたいと思います。

○今井委員長 岩蔭課長。

○岩蔭秘書広報課長 委員おっしゃるとおりやと思っています。先ほども申しあげましたけども、いろんなメディアが連携をして、その魅力を伝えていくと申しあげましたけども、当然一番のメディアはやはり今の段階でも広報誌やと思いますので、一度その広報誌のほうでしそチャンネルの魅力であったりとか、便利さであったりとか、以下にローカルで楽しい番組かというのを別のメディアを使って広めていくということも必要かなと思いますので、次年度、ちょっと検討したいというふうに思います。

それと、厳しい状況やと言いましたけども、中身的には南部の山崎地域の加入は増えておるんですね、実際には。ただ、北部の人口減少による加入者の減少というのがそれよりも大きいという状態ですので、番組の内容としてはスタッフ、とてもほんまに頑張ってくれていますので、ある一定、その意味では成果が出ておるといふふうには感じております。

以上です。

○今井委員長 じゃあ、次、お願いします。

田中委員。

○田中一郎委員 それでは、施政方針・主要施策の24ページ、木育ワークショップ及び木育啓発、平成30年から始まったんですか、この事業は宍粟市が打ち出しております、森林から創まる地域創生というような部分での教育、啓発において、あまり他市町では見かけない事業かと思って、魅力ある事業であるとは感じております。また、今回の今年度の予算について、令和2年度から3年度においては、一般財源で約2倍から2.5倍、予算化されて、力を入れておられることを数字的に見ても思っております。

そこで、今回、私がお伺いするところは、ウッドスタート事業など、魅力ある子育て環境の実現に向けた新しい取組に対する計画を伺うということで、木育教育、林業の町、先ほど申しあげました、森林から創まる地域創生、この事業はいろんな場所にこれからも普及させるべきでないかなと思っております。今、誕生、出産祝いとか、そういう部分だけでなく、やはり森林から創まる地域創生と林業の町とい

う宍粟市のうたい文句があるのであれば、これは教育として、また、地域の触れ合いの場としてあるところ、いろんなどころで木育ワークショップなり、木育啓蒙をしていくべきではないか、木の温かさ、木とはどういうものであるかとか、いう部分も教育の場においてしていくべきではないかなと思っておるところで、これからの新しい取組を望むべきであり、新しい取組はありますかという質疑をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○今井委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 宍粟市の木育の理念としましては、木の好きな人を育てるという事業で、非常に息の長い取組になるかなというふうに思っております。

まず、1点目は、やはり今やっていることをしっかり継続してやるということで、木のおもちゃをつくるワークショップであったり、子育て支援センターでのもくもく広場やおもちゃ図書館での木のおもちゃとの触れ合い、また、小中学校での森林体験学習であったり、環境学習、また、森林大学校と連携して発行する木育新聞による中高生への啓発、そういったものをしっかり取り組んでいくということがまず1点。

2点目、新たなということですが、令和3年度に向けては、やはり子どもたちが森に関心を持てる取組ということ今年度の決算委員会からも御意見をいただいているというところがございます、新しく市内のホームセンター等でそろそろ資材を利用して、それで製作できる木製品のつくり方の図案のようなチラシを作成したいなというふうに思っています。そのことを例えばホームセンターに置いたり、いろんなどころに架配したり、配布することで、子どもと大人と一緒に木に触れるきっかけづくりが行えるのではないかと、委員おっしゃるようなことができるのではないかとというふうに考えておりました、計画をしているところでございます。

以上です。

○今井委員長 田中委員。

○田中一郎委員 トイザラスとか、おもちゃ屋さん、大手のおもちゃ屋さんに行っても、木育の木のおもちゃのコーナーがあります。ただし、大変高いです。でも、その辺のことから考えると、宍粟市の子どもたちは幸せかも分かりませんが、ふだんからそういう木のおもちゃに接するということは。その辺も宍粟市のある程度よく出てくる売りというのか、そういうような部分で、アピールできる小さな部分ですけども、小さいおもちゃは少ない利益ですけども、その辺も一つの売りになるのではないかなと思っております。そのような基盤として今行われるこの事業が一つの

基礎として大きくなっていった、宍粟市の木のおもちゃとかいうような大きな広がりができる一つの要素がある小さな事業かも分かりませんが、将来的には大きな事業になる可能性もあるかなと思っておりますので、今回の質疑させていただきましたので、引き続きこつこつと努力していただきたいと思います。

以上です。

○今井委員長 次、お願いします。

神吉委員。

○神吉委員 関連でいいですか、すみません、先ほどの木育のところ、予算倍増の分で、チラシなどをつくるというふうにおっしゃられました。そのチラシ代に限っての600万円ですか、差額の600万円というは、約600万円は、ごめんなさい、60万円です、60万円はチラシをつくるというところだけのものですか。

○今井委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 継続部分は除きまして、その増額分で図案のチラシ等々を作成したいというふうに考えております。

○今井委員長 いいですか。

じゃあ、神吉委員。

○神吉委員 続きまして、施政方針の24ページ下段、ふるさと納税の推進事業のところでお伺いします。

需用費の内容とはというふうに書いてありますが、この需用費というのが積立金のかなりの率を占めているので、その内容をお伺いします。

それから、ポータルサイトの費用対効果はと書いてありますが、これはポータルサイトに費用をかなり納めなければいけないのではないかと思うんですけども、その費用をどのように見ておられるのか、これをお伺いします。

○今井委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 まず、1点目の御質疑でございます。需用費の内容はというところでございます、需用費としまして7,656万7,000円をあげております。内訳としましては、返礼品の調達費用として7,604万4,000円、それと手続事務の用品代としまして52万3,000円計上をしております。

2点目、ポータルサイトの費用対効果というところでございますが、ポータルサイトの使用にかかる経費として、委託料と使用料合わせまして約2,270万円程度計上させていただいております。

また、令和3年度の寄附見込額は2億5,090万円を見込んでおりまして、このう

ちポータルサイトを經由した寄附金を2億4,140万円、約96%と見込んでおります。ポータルサイトの使用料に対しまして、寄附金は10.6倍と見込んでおりまして、ポータルサイトの利用による費用対効果は十分にその役割を果たすのではないかとこのように捉えております。

以上です。

○今井委員長　そうしたら、次。

津田委員。

○津田委員　今現在、ポータルサイト、幾つ使っているのかということと、今、一番実績が出ているサイトはどこが出ているのかなど。

○今井委員長　西嶋課長。

○西嶋地域創生課長　1点目のポータルサイトの数でございますが、ポータルサイトとしましては、ふるさとチョイス、楽天市場、さとふる、ふるなび、この4サイトを活用しております。

それと、実績が一番出ているものというところでございますが、令和2年度2月までの実績によりますと、ふるさとチョイスが一番よく寄附をいただいているサイトで、全体の30.9%、約7,200万円の寄附をいただいている、そういう状況でございます。

○今井委員長　津田委員。

○津田委員　この後、ふるさと納税、非常に大事な財源だと思うんですけども、宍粟市の返礼品をもっと数を増やす仕組みづくり、これは今、私も声をかけたりはしているんですけど、その辺、今後どういうふうに進めようとされているのか、考えがあれば。

○今井委員長　西嶋課長。

○西嶋地域創生課長　返礼品の数を拡充するということはアイテム数、出店のコースを増やすということになるかというふうに思います。田中委員の御質疑でもお答えさせていただいたとおり、返礼品のコースの拡充というのを図りたいと思っております。今、110万円以上ですと10万円刻みのコースですが、そこを細かく1万円刻みにすることによって市内に眠っている産品等々がコースに見合う価格で出品できるのではないかとこのように考えておりまして、きめ細かなコース設定というのを行っていきたいというふうに考えております。

○今井委員長　津田委員。

○津田委員　ぜひ今後も産業部なんかと連携しながら、特産品、宍粟市もやっぱり眠



っている製品をこういったところで世に出していかないといけないと思いますので、もっともっと木製品であったりとか、そういったところをもっと宣伝をうまくしてもらいたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○今井委員長　それでは、次、お願いします。

山下委員。

○山下委員　それでは、次の25ページの事業一覧の中の上段の職員研修事業について質疑いたします。

対前年度増減、マイナス124万7,000円の理由をお尋ねします。

○今井委員長　菅野課長。

○菅野総務課長　お尋ねのありました、研修事業124万7,000円の減額の理由でございます。

こちらの主な要因ですけれども、平成25年度から実施をしておりました、東北の宮城県の山元町のほうへ職員を派遣をしております。こちらの派遣にかかる旅費の研修旅費として計上しておりました。その旅費が減額になるということで、が主な要因です。いわゆる一般的な職員研修、市が単独で実施する研修であったりという部分につきましては、必要な委託料、それから、報奨費の額というのは前年同額、ほぼ確保できておりますので、この予算で令和3年度計画しております研修は実施できるものと考えております。

以上です。

○今井委員長　山下委員。

○山下委員　この職員研修事業についてなわけでありませけれども、私も様々な職業を経験してきたからより分かるわけではありますが、議員も含めてですが、職員に対する市民の目というのは大変厳しいものがあります。また、このコロナ禍での生活困窮の中、その厳しさは増しているというふうに考えております。

そこで、やはり職員研修をしっかりとして、この市民サービスの向上、これを図る必要が今は本当に大きくなってきているというわけではありますが、それで、資料の中にも11ページから14ページまで、研修案を載せてくださっております。そこで、こういった研修をした後、やはり市民の税金を使わせていただいて、研修を行うわけですから、市民に公表する場の設定ということはどうなっているのでしょうか、その成果の公表です。

○今井委員長　菅野課長。

○菅野総務課長 それぞれ研修、目的も違っておりますけども、今、言われましたように、市民の方のニーズもかなり多様化しておりますし、あと事業主として、実施をしなければならない研修というのも増えております。そういう部分を含めまして、結果、すぐに出てくるものと出てこないものとあると思うんですけども、日々、特に対住民サービスという部分につきましては、職員の日々の仕事の仕方とかいうのがまずは結果というか、そこで見せていくとかいうのが最終的な目標にはなるのかなと思うんですけども、それに至るまでの過程、どういう形で研修をしているかみたいなのところもホームページ等で公表も実績はしているんですけども、さらにそのあたり、PRができるところがないかというのは検討したいなと思います。

以上です。

○今井委員長 では、次、お願いいたします。

浅田委員。

○浅田委員 私は部局資料の2ページで、財務課の関係で、財産の適正管理というところで、普通財産のうちの未利用財産の有効活用というふうなことが記載されておるんですけども、令和3年度でいわゆるコウバイの予定物件等は予定はされておりますか。

○今井委員長 堀課長。

○堀財務課長 私のほうから、学校跡地を除きました普通財産の部分で説明させていただきたいと思います。

現在、財務課で管理しております普通財産は125か所となっております。そのうち53か所はのり面であったり、狭小地ということで利用ができない土地でありまして、残りの72か所のうちもう既に個人へ貸している部分、自治会で活用されている部分、市で活用している部分が66か所あります。

実際未利用財産で有効活用が可能な部分は6件かというふうに思っております。そのうち2件につきましては、もう既に住宅地として売却を随時募集しております、以前から言っております旧下三方小学校のプールの跡地が2件あります。また、1件につきましては、近い将来県道の拡幅工事にかかる予定ということでの情報も聞いております。残り3件なんですけれども、境界などの関係で、今、隣接地権者と調整を続けているものや、あと、現在、市が一部は使用しておりますけれども、以前は貸付けをしていたこともありますので、申出があれば貸付けが可能かなという土地があるということになっております。

以上でございます。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 分かりました。

あと、要は学校跡地の活用も全庁的に進められておるんですけども、いわゆる普通財産の維持管理計画みたいなもの、いわゆる財産管理をする中で、全体的にこれだけ財産がありますよ、それで、将来的にはこれは活用できるだろうと、それから、これはもう活用ないから、活用を見込めないから売り払う、あるいは貸し付ける、そういうふうなさびわけの計画というのがありますか。もしなければ、今後、令和3年度でそういうふうな普通財産の関係で、いわゆる維持管理計画的なものをつくるというふうな考え方はありますか。

○今井委員長 堀課長。

○堀財務課長 計画というものはございませんけれども、先ほど申しましたように、これは使える、これは使えないというような一定の整備はさせてもらっております。

今後、この部分について、売払いをしていくとかいうようなことは、先ほど申したとおり、もう数件しかございませんので、そこまでの計画までとは思っておりませんが、整理をした部分はあるということで御理解いただければと思います。

○今井委員長 では、続いて。

津田委員。

○津田委員 私、部局資料の5ページの令和3年度指定管理料予算一覧から質疑させていただきます。

指定管理料の増額、非常に多く見受けられるんですけども、指定管理者制度及び予算の統括部署である企画総務部から見て、この予算、これは適正と協議されたのか、その辺の経緯をお聞かせください。

○今井委員長 前田部長。

○前田企画総務部長 全体的なことなんですけど、令和2年11月に総務経済の委員会でも説明させていただいたんですけども、令和3年度以降の指定管理料に係る基本方針等に基づきまして、指定管理者の指定につきましては12月に上程して、議決をいただいたところでございます。

それで、次期指定管理期間における収益施設の指定管理料につきましては、令和2年11月の総務経済常任委員会においても、所管部より説明があった内容により、一応予算要求はなされておりました、財政のヒアリング等でも一応の資料等につきましては、所管部のほうから説明があって、それに基づいてある程度一定の適正なもの、それぞれある程度の説明がつく予算となっているのではないかなというよう

に捉えております。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 詳細は担当部局でやらせていただこうと思っているんですけども、1点ちょっと伊沢の里、フォレスト、実栗メイプル、あと播磨いちのみや、この辺の例えば3者を統合して、経営のスリム化を図るとか、そういった協議とか、そういったのは部局の中でされたのでしょうか。

○今井委員長 答弁できますか。

前田部長。

○前田企画総務部長 経営の統合、スリム化とかいうのについては、詳しいところはまた部局で聞いていただいたら、多分そこまでのあれはようしていないんじゃないかなと思います。

○今井委員長 では、次、お願いいたします。

飯田委員。

○飯田委員 私も津田委員と同じところなんですけれども、基本的に担当部署で説明があった、適正に判断して金額があがってきた、それを総務、財務のほうで確認の上、適正であるというふうにしたということなんですけれども、詳細の部分は担当部で聞くとして、基本的に収益性のある事業について、これは一定指定管理に係るのかどうかという議論が今までもずっとあったと思うんですけども、そこは今回、そういう部分であっても、市が管理するもので収益性が望めない部分について、何とかその部分を援助しなければならないという考えから、ここの一定の指定管理をつけるという、そういうことやったと思うんですけども、この一気にこれだけの額があがるという、それがすんなりは、そうですかとなった部分はちょっと理解できないという部分があるんですけども、これは本当に適正であるという判断に至るまでにいろんな議論があったのでしょうか。

○今井委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 今回の経緯につきましては、先ほど部長がお答えさせていただいたとおり、令和3年度以降の指定管理に係る基本方針等という中で予算要求がなされているということで考えております。

この基本方針については、度々ですが、委員会のほうに説明をさせていただいていると思います。2月、6月、また11月という形で、今現在、このことを真剣に考えているんですよということで、少し待ってくださいという中で方針を決めて、企画総務部で全体の話をしていただいて、詳細については所管部のほうからその内

容を同月に委員会のほうに御説明させていただいたというふうに捉えておりまして、今回、金額的にはかなりの増額をしておりますが、実際の経営努力だけではもう公の施設を同じように市民の皆さんにサービスを提供していける状況ではないという判断のことから、一定公の施設の収益性が上がらないところで引き続き、市民サービスに提供する必要があるもののみ今回あげさせていただいているということになっておりますので、全ての自主事業に係る維持管理経費等々をあげているものではないという説明が今までなされているというふうに考えておりまして、その基本方針にのっとった予算要求というのを見ていく中で、今回、計上をさせていただいているというところになりますので、もし根拠等、その予算要求の根拠等ということになれば、また所管部に資料も出ていると思いますので、聞いていただきたいというふうに考えております。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 その点、分かりました。その部分については産業部なりで聞いて、確認したいと思います。

また、今まで指定管理をしておったという千種ふれあいサロンでありますとか、みなみ波賀道の駅でありますとか、これについても増額がされております。これについても先ほどの施設等、新規にした施設と同様に同じような考え方でそこに持ってこられたのか、そういう考え方でこれを決定されたのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○今井委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 今回、12月に提案させていただいた施設には、公募によるもの、指定によるもの、そういった2種類がございます。公募によるものにつきましては、指定管理料については提案制というものをとらせていただいております。当然、時代のいろいろな経済状況、また、指定管理者の管理者がそもそも変わるところで、やはり引き続いた指定管理料の提案というのが難しいということで、内容的に増えている部分は否めないというところもございます。

ただ、このところにつきましては、指定管理選定審議会の中でも審査をいただきまして、やはり前管理者との内容等を精査して、できる限り指定管理料というのを民間活力によって抑えていくというところの御指摘をいただいております。提案いただいた指定管理料から交渉によりましてもう少し経費の削減というところの努力も重ねていただきながら、最終的に決定させていただいたというような状況の施設もございます。そのところもまた所管部で多分説明があるかというふうには考え

ております。

ただ、指定管理者が変わるときには、前回同じような指定管理料にはなかなかならないというところは実態としてあるというところについては御理解をいただけたらなというふうに考えております。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 審議会を経ておるとい部分もあるということなんですけれども、1点、この金額的な部分で、市民感情で見ますと、一気に倍になると、じゃあ、今までこれ、赤字でずっと我慢してやってくれたんかとか、いうふうに思っていたけるのはありがたいと思うんですけれども、逆に、倍になるということのほうが目につきやすい、その説明というのは割合しにくいと思うんです。だから、その辺のところをじゃあ、これが本当に倍にして維持していかなあかん施設なんかどうかという議論が起きてくると思うんです。私自身が要る、要らないじゃなくて、だから、そういうことも含めて、もう一度見直すべきときが来ているんじゃないかな、全体的な指定管理という部分で、指定管理の在り方とかいう部分があると思うので、また、その辺のところは一つの指摘やとっていただいて、やっぱり通ったからいいんだというんじゃないで、その辺のところはしっかり見ていっていただきたいと。それで、これだけの増額になった分で、じゃあ、その管理されたところが運営がうまくいっているのかという検証もきちっとしていただいて、本当にそれが逆にただ単に増額した分が赤字補填にならないように、その辺のところは総務課のほうできちっと見ていただきたい。その部分は担当部に指摘していただいて、その辺のところはきちっとした管理が必要やと思うので、その辺のところだけお願いしておきたいと思いますけど。

○今井委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 今後の指定管理の在り方というところで御質疑をいただいたのかなというふうに思っております。

当然、指定管理は公の施設があった前提に基づいて管理をするわけでございますので、大きな意味においては、今、指定管理を出している施設にとらわれず、全ての公共施設の総合管理というのが必要になるというのが大前提になるのかなと思っております。その中で、どうしてもやはり市民サービス、公の施設として残していくものについては当然維持をしていく、その中で民間活力を導入するものについては指定管理を入れていくと、その視点については変わりがいいのかなというふうに

思っております。

指定管理料、また経営のところですが、今の指定管理選定審議会の中ではそのところを強く思っておられまして、今年度も三セクの代表者の方に来ていただいて、経営状況を半日かけて事細かに聞いていただいております。そういったことは来年度以降も続けたいという思いがございますので、第三者的な立場の方にしっかり聞いていただいて、そのことは事務局からしっかり伝えていくというふうなことを考えておりますので、そういうふうな対応を考えていきたいと思っております。

○今井委員長 関連で。

津田委員。

○津田委員 すみません、1点、指定管理料の増額、これは要請があったのは、各社からこちらに要望があったという形によろしいんですか、指定管理の会社からこの増額要請を受けて審議されたということによろしいんですか。

○今井委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 指定管理料の設定の仕方については、提案型の公募施設については事業者の提案額で一定協議の上、最終的に決定はさせていただくというのと、指定の施設については、指定管理の基本方針にのっとり、所管課から積み上げた額を予算化をしているというところがございます。

○今井委員長 そうしたら、次、お願いいたします。

飯田委員。

○飯田委員 すみません、部局資料の22ページになるんですけども、宍粟市の基金残高の見込みという部分なんです。

先ほどからもありましたように、取崩しと、財政調整基金の取崩しの部分、昨年度は4,100余り、今回、令和3年度見込みとしては1億円の取崩しということになっておりますけれども、30ページに財政収支見通しがあるわけですね。これの中で基金の取崩し額Bというところで、これはあくまでも見通しという形なのでしょうけれども、令和3年度においては1,300万円という予定になっています。以降、1,200万円であり、1,000万円でありという形になるんですけども、令和7年度からはぐんと上がっていくというような見通しが立ててあります。この部分について、ここの長期的な考え方はどういうふうな考え方でこういう見通しを立てておられるのか、お伺いしたいと。

○今井委員長 堀課長。

○堀財務課長 それでは、私のほうから御説明させていただきます。

最初に30ページの収支見通しの全般的な考え方について、御説明させていただきたいと思います。

これまでも御説明はあったかと思うんですけども、これは決算ベースであるとともに、一般財源ベースのものでありまして、特定財源は含まれておりません。また、前年度の決算が一定確定した毎年8月に作成し、県へ報告する、県下同じ様式でございます。さらに、県が設定しております一定の関数等も組み込まれております。さらに、歳入と歳出の差額が生じた場合は、財政調整基金を取り崩すことでその差額を埋めるというルールがあります。また、令和元年度の決算額を基に8月初旬に財務課のほうで把握している情報を反映しておりますけれども、その時点のものであります。また、将来的に現状が続けば、これは制度的なことも含めてなんですけれども、このような状態になるというもので、あくまでももう漠然とした推計であります。必ずこの年度にこのようになるというものではないことは最初に御理解いただきたいと思います。

その上でなんですけれども、1億円と1,300万円の違いということがございますけれども、1点目には時点の違いということで、これが8月時点のものであって、1億円は現時点の違いということがあります。さらに、予算ベースと決算ベースの違いというところになります。

次に、令和7年度から令和11年度にかけて大きな取崩しとなっている点については、現状が続けば令和7年度から基金の取崩しが必要になり、また、令和8年度からは令和7年国調の影響などを含めて、さらに取崩しが必要になるというような見込みをしております。

ただ、このことは県へも説明はしているんですけども、本市は普通交付税に依存しているということは委員も御理解いただいているかと思えます。ただ、その算定方法によって、大きく変わってくるものでありまして、算定方法は毎年変わりますし、令和8年度の算定方法が今分かるかという分からないわけがございます。あくまでも現状が続けばということがございますので、必ずそういうふうになるというものではないことは御理解いただきたいと思います。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 その辺の説明、理解しました。その上に立っての次の質問になろうかと思うんですけども、将来負担比率の見込みということで、昨日も予算質疑の中で会派からあったんですけども、宍粟市は116.3であると、県下でも最悪、最悪という言い方は失礼ですけども、一番低いのが179.6の上郡という形になります。ま



た、赤穂なり、そのあたりも我が市よりも低い部分があると思うんですけれども、実際同列と、同じぐらいのレベルの市町でありましたら、相生は91.5とかいう雰囲気になっています。昨日もありました、全国平均は24.7と、この24.7、県で54.3と平均が、全国レベルでいえば約3倍、県レベルでいえば倍というぐらいのところなんですけれども、これを、まあこれぐらいは仕方がないと思って財政運営をしていくのか、先ほどありましたように、長期見通しになれば、基金の取崩しはその時点にならなければ分からないけれども、これだけの大きな取崩しを見込んでしまうというような財政の今の現状ということもありますので、やはり相対的な引締めというのが予算ベースのときに必要じゃないかなというふうに思うんです。先ほど、元へ戻ったら失礼ですけど、先ほどの病院の土地の問題にしても、これはそこへなっでどうしても必要になったときにはそうなると思うんですけれども、やはり最初の予算を組む時点で、もっと考えるべき部分があるんじゃないかと思えますけれども、その辺、全体的に見て、どういうふうに考えておられるのか、もう一度お聞きしたいと思えます。

○今井委員長 堀課長。

○堀財務課長 全体的にということでございます。実際、一般財源等が少ない、財政基盤が弱い本市でございます。事業を進めていこうとしますと、建設事業、基盤整備を進めていこうとしますと、どうしても起債の発行をしなければなかなか進めていけないという状況であることは委員も御理解いただいているのかなというふうに思っております。

我々としては、やはり有利な起債をうまく活用しながら、一般財源を確保していったり、というところで財政運営を運営していくしか現状ではないのかなというふうに考えております。

ただ、やはり将来負担のこともありますので、繰上償還を進めていく、借入れする事業につきましては精査をしていく、これはもちろんやっていく中で、健全な財政運営を進めていきたいと思っておりますので、その点、御理解いただければと思います。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 確かにもともと財政基盤が弱いということはもう承知の事実なんです。

その中で将来を不安視する声があるという中で、いろんな建設事業はどんどんされる、こういうことについて、いいものができるというのは皆さん喜ぶんですけれども、じゃあ、その財政負担はどうなるんかという部分については不安を感じる、こ

れはどうしようもないところだと思うんですけども、やはりそのバランスをどうとっていくかというのが申し訳ないけど、皆様、行政の考えていくところ、それを我々がいいのか悪いのか、それを審査するという立場なんですけれども、どっちかといえば、辛抱、ある意味辛抱するべきところは辛抱せなあかんという考え方をもってすればいいのか、いや、いや、何とかなるやろうという考え方で進めるのか、その辺があると思うんですけど、我々はきちっと計算しているんやから大丈夫やというお考えだと思うんですけども、我々みたいな人間にとってはかなり先々の不安を感じます。また、市民の方から言われると、それに対してきちっと大丈夫やという返事ができないところもありますので、その辺はきちっとした説明ができる予算組みをしていただきたいと。繰上償還はずっとしていただいておりますけれども、これとでも、いつも言われます、不用額がいっぱいあって、その中から繰上償還をしておるといふ指摘も毎年あると思うんですけども、そういうことも含みながら、この予算組みというときにきちっとしたものがやはり必要になってくるということをお願いしたいと思うんです。その辺、分かっておると言われると思うんですけども、その辺のところについてはもう重々心にして予算を組んでいただきたい、それはお願いしておきたいと思います。部長、いかがでしょうか。

○今井委員長 前田部長。

○前田企画総務部長 御承知のとおり、財政厳しいところについてはあらゆる枠配分方式とか、そういうことも取り組んでおるところでございます。言われたことについてはそれをもって適正な財政、健全な財政運営に向けた予算編成というのはしているつもりでありますし、これからもそういう予算は続けていこうと思っております。

○今井委員長 そうしたら、最後ですけども、私のほうからですが、今も説明が多少あったんですけども、もう一度お願いします。資料の25ページと30ページにおいての実質公債費比率の令和3年見込みが5.4と、それから、片方は9.2というふうにかなり違うわけです。作成時点の違いとか、いろいろあるようですけども、ちょっとその違いの説明をもう一度お願いいたします。

堀課長。

○堀財務課長 まず、先ほど30ページの収支見通しについて、県で決められた様式であるということは説明させていただいたんですけども、実質公債比率の部分については、少し補足させていただきたいと思います。

左の部分ですね、30ページの下から2段目になるかと思うんですけども、こち

らが令和元年度決算から11.5、9.8、9.2となっておりますけれども、様式上そのような記載になるわけなんですけれども、実際の数値としましては、令和元年度が9.8、令和2年度が9.2、令和3年度が9.5と一つずついきなりずれることとなりますので、その点、まず御理解をいただきたいと思います。

その上でなんですけれども、実は8月時点の見込みから5.4%となっている理由でございますが、これは9月補正、または、この3月補正に計上しましたが、繰上償還を積極的に進めたことによる結果というものでございます。

以上になります。

○今井委員長 分かりました。

一応事前通告は以上であります。

委員の皆さん、ほか何かありますか。

榎橋委員。

○榎橋委員 今、国のほうでは環境をすごい重視をしているわけでございます。CO<sub>2</sub>削減ということで、国のほうも電気自動車をどんどんこれから入れていくというか、皆さん、買っていただくというか、そっちのほうに方向性が行くという話もありますけれども、宍粟市においての公用車の電気自動車のリースの計画、それをちょっとお聞きしたいなと思っているんですが。

○今井委員長 堀課長。

○堀財務課長 2050年までの脱炭素社会によりまして、今後電気自動車などの普及が進んでいくのではないかなということは私も理解はしております。

本市では15年かつ15万キロ以上を一つの目安としまして、公用車の更新を行っている状況でございます。

保有車の多くは軽自動車になるわけなんですけれども、ただ、軽の電気自動車については限られたメーカーしか販売されていないというような状況があります。本市は現在軽3台電気自動車を持っております。利用面については、走行距離が約100キロメートル可能ということなんですけれども、実際夏場や冬場で冷暖房を利用しますと、60キロぐらいしか走らないということで、例えば市役所から波賀町の北部を往復できないというようなところがあります。

あと、コスト面なんですけれども、燃料費におきましては、電気自動車のほうが1キロ当たり、ガソリン車より7円程度安いということで、大体年間公用車、走行距離9,000キロぐらい走るんですけれども、それから考えると年約6万3,000円ぐらいの経費が削減できるということにはなります。

ただ、ちょっとリースということは今まで考えたことがなかったんですけども、購入費の、買った場合、今、ガソリン車が90万円程度で購入できるんですけども、電気自動車については200万円以上かかるということで、実際2台分以上というような形になります。

それとあと、駆動用バッテリーの寿命も長くて8年、10から8年、または10万キロと言われておりまして、実際全体的な費用を考えると、やっぱりガソリン車のほうが60万円程度安くなるということで、電気自動車のほうが高くなるという形になります。

このようなこともあって、なかなか電気自動車の購入というか、導入に踏み切れていないという部分もあるんですけども、今回、宣言が出されたことによって、私はちょっと自動車業界も軽の電気自動車についての販売、性能であったり、価格であったりということが今後関わってくるというようなことを期待しているところでございます。その辺も踏まえながら、今後、電気自動車の導入について検討していければというふうに現在は思っております。

以上です。

○今井委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 やはり広大な面積を持っている宍粟市にとっては、かなり不利なというか、利用しにくいということがありますよね、都市部と違って。今後、自動車の開発とかいろいろあると思いますので、また、検討とか、いろいろしていただいて、よろしくをお願いします。

○今井委員長 ほかありますか。

飯田委員。

○飯田委員 すみません、今の話について関連なんですけれども、国として一応の方向性が出た以上、この前も言ったんですけども、市としても待ちじゃなしに自分のところから攻めていく姿勢をつくっていく必要があると思うんです。電気自動車というのも業界からもその方向が出ていますので、ガソリン車はなくなっていくんだという前提でそういう購入計画とかいうものをつくっていく、安いのが出たから一気に買うというのじゃなしに、徐々にその方向に進めていくということも進めていく必要があるのかなど、計画として、思うんです。その辺の考えはないでしょうか。

○今井委員長 堀課長。

○堀財務課長 先ほども申しましたように、ガソリンと電気自動車であれば、60万円から違うということがあります。これが1台でしたら60万円ですけども、10台買

えば600万円、20台買えば1,200万円ということになります。先ほどから一般財源の話とかも出ております。その辺も踏まえながら検討はしていきたいと思いますが、今現在では計画は持っておりません。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 だからですよ、一気に車をそれに変えるとなるとすごい財源が必要になってくるので、徐々に変えていくという計画をつくるべきやと思うんです。それに言わせれば財源があるとか、ないとかじゃなしに、その有無にかかわらず、そうせなあかんという状況ができてきたときにはやらないあかんようになってしまうと思うんです。うち財源がないからできんのかと放っておくわけにはいかん状況になったときに困るという、だから、徐々にそういう方向をつくっていくというのが必要じゃないかなと思うんです。確かに財源はないですよ。ないけれども、財源を早くも考えていって、先ほどから言うように、どうしても必要なものについては絶対使わなしゃあないですから、お金は。だから、その辺のところを考えると、今のうちからそういう方向性をつくっていくという考え方をできないかなというふうに言っているんですけど、いかがでしょうか。

○今井委員長 堀課長。

○堀財務課長 言われていることは全く分からないとか、そういうわけではございません。先ほどから言っていますのは、財源的な部分でということですので、その辺も徐々に検討していきたいというふうには思っております。

以上です。

○今井委員長 予算質疑ということでよろしくお願いいたします。

あとありますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○今井委員長 それでは、企画総務部の予算審査をこれにて終わります。職員の皆様、どうも御苦労さまでした。

午後の部は1時より再開いたします。

以上です。

午前 11時47分休憩

---

午後 1時01分再開

○今井委員長 それでは、委員会を再開いたします。

職員の皆様、よろしくお願ひいたします。

限られた時間でありますので、円滑な進行に御協力をお願ひいたします。

審査に入る前に説明職員の皆様にお願ひをいたします。

説明及び答弁は自席で着席にてお願ひします。説明職員が委員長席から分かりづ  
らい場合がありますので、説明職員は挙手の上、「委員長」と発言し、委員長の許  
可を得て発言をお願ひいたします。マイクの操作は全て事務局が行いますので、赤  
いランプが点灯した後、発言をお願ひいたします。マスク越しになりますので、や  
や大きめの発声をお願ひいたします。

それでは、まちづくり推進部の審査を始めます。

まず、簡略に概要の説明をお願ひします。

資料につきましては、委員はあらかじめ目を通していただきますので、必要な部分につ  
いてのみ、御説明ください。よろしくお願ひします。

津村部長。

○津村まちづくり推進部長 それでは、よろしくお願ひいたします。

まちづくり推進部では、部としての全体予算が14億円というふうになっておりま  
す。前年度から約1億円の減少となっておりますが、これは消防費の関係、消防自  
動車の設備投資が減少したことによるものであります。

全体概要としましては、昨年度に引き続き、宍粟市の総合計画、体系上の方針に  
沿い、まちづくりを着実に進めていくこととしております。

その中で、主なものとして、まず、快適に暮らせるまちづくりのための公共交通  
の充実、安全・安心のまちづくりのための消防、防災、交通安全、心豊かに生き生  
きと学べるまちづくりとして、生涯学習やスポーツ活動、人権教育・啓発、男女共  
同参画の推進、参画と協働のまちづくりの推進では、将来を見据え、誰もが参画す  
る地域密着の組織、育成を促し、個人や単位自治会の活動では、解決困難となりつ  
つある課題を地区全体で取り組む体制づくりを進めてまいりたいと思ひます。

なお、昨日議決をいただきました、宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会  
づくり条例の趣旨のとおり、誰もがその個性や能力に基づいて社会づくりに参画す  
ることこそ未来ある宍粟市を切り開いていくための最重要課題として、このことを  
念頭に地域とともに協働のまちづくりを進めていきたいと思ひております。

この後、提出済みの審査資料に基づきまして、少し簡単ですが、各課の取組につ  
きまして、次長より説明をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひ  
いたします。

○今井委員長 樽本次長。

○樽本まちづくり推進部次長 それでは、私のほうから、令和3年度予算に伴うまちづくり推進部の取組について、簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

予算委員会の資料1ページを御覧いただきたいと思います。

市民協働課の主な取組であります。

まず初めに、生活交通対策につきましては、令和2年度はコロナ禍において対前年比で約4万9,000人の利用者が減ではありますが、約23万6,000人の方の利用をいただいております。市民の自助生活を支える交通手段として、引き続き運行事業者への適切な支援を行ってまいりたいと思っております。

また、市内の完結路線の利用状況を注視する中で、利用者が少ない路線については、地域と意見交換をする中で、路線バス以外の移動手段も含めて検討を進めてまいりたいと思っております。

協働のまちづくりにつきましては、既存の取組を推進する中で、地域の課題を自ら克服することができる、自主自立が確立されたまちづくりを進めるとともに、若者が地域社会の一員として住みよいまちづくりに参加できるよう、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

2ページを御覧いただきたいと思います。

スポーツ活動を通じた元気な宍粟に向けた取組につきましては、元気で生きがいにあふれたまちづくりを目指して、宍粟市スポーツ推進計画の策定に着手するとともに、オリンピック聖火リレー、パラリンピック聖火フェスティバルの成功に向けて、関係機関や社会体育団体との連携を進めてまいりたいと思っております。

次に、7ページを御覧いただきたいと思います。

人権推進課の主な取組であります。

差別、人権侵害をはじめとする様々な内容に応じた市民相談業務を行うほか、インターネット上の悪質な書込みを監視するインターネットモニタリングを実施するほか、人権学習の機会をつくってまいります。

また、いわゆるコロナ差別と言われる感染者や医療従事者に対する差別や誹謗中傷などについても、人権侵害を防ぐ取組を継続してまいりたいと思っております。

男女共同参画の取組につきましては、宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例や第2次男女共同参画プランに基づき、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進してまいりたいと思っております。

消費者行政に関する取組としましては、相談員の資質の向上を図るとともに、消

費者市民社会の形成に向けた講座の実施、消費者協会との協働による啓発事業などを行ってまいりたいと思っております。

次に、15ページを御覧いただきたいと思えます。

消防防災課の主な取組であります。

地域防災力の向上のため、地域防災計画の見直し、災害時業務継続計画の策定、ハザードマップの更新等に取り組むほか、消防力の維持強化及び地域防災体制の向上に努め、災害、火災等の有事に備えて災害に強いまちづくりを進めます。

また、防犯・交通安全対策の推進による安全・安心なまちづくりを進めたいと思っております。

消防防災課におきましては、危機管理を担っており、新型コロナウイルス感染症に係る対策、対応を最優先課題として令和3年度も取り組んでまいりたいと思っております。

まちづくり推進部の取組につきましては、協働のまちづくりであったり、人権教育、また、市民の安心・安全の取組につきましては全市的な取組となるため、市民局とともに情報共有をする中で取り組んでまいりたいと思っております。

次に、資料請求につきまして御説明をさせていただきます。

18ページを御覧いただきたいと思えます。

資料請求の6の協働のまちづくりの推進関係の資料であります。

協働のまちづくりトライアル交付金事業につきましては、令和2年度からの事業となっておりますので、令和2年度の申請実績と令和元年度につきましては、その前身の補助事業であります、地区コミュニティ醸成事業の実績を付けさせていただいております。

19ページを御覧いただきたいと思えます。

資料請求13番の指定管理の増加理由であります。

スポニックパークにつきましては、この12月補正で避難所のエアコン設置をさせていただきました。それに伴う電気料金が当初の協定から増えるであろうということで、利用収入が得られるものと得られないもの、減免の部分を差し引いた中で、今回増額の部分、資料で提示させていただいているとおり20万円の増額を見込んでおります。

また、波賀、千種のB&Gの施設等におきましては、令和3年度から波賀B&G及び総合運動公園の指定管理に出されておりますので、単純比較はできませんが、その部分が大きく増額ということで御理解していただきたいと思えます。



資料請求7番の地域防災力の向上につきましては、この後、田村次長から簡単に御説明をさせていただきます。

以上です。

○今井委員長 田村次長。

○田村まちづくり推進部次長兼消防防災課長 失礼します。資料請求の7番でございます。地域防災計画の見直しに向けた方針はということでございます。

平成27年度以降、全国各地で激甚化する豪雨災害とか、地震災害が発生しております。そうした中、市内においても、平成30年に7月豪雨がありました。令和元年度から現在に至るまで、新型コロナウイルスの拡大など、いろいろと災害に対する全国各地、本当に多くなっております。

そういった中、地域防災計画の方針ですけれども、市としまして地域防災計画自体が方針そのものであります。そういった中、本来でありますと、地域防災計画、平成27年度に改定しておりますけれども、それ以後、細かく改定はできておりません。そうした中、その修正をする意味で、今回、令和3年度において、地域防災計画を更新してまいりたいと思います。そうした中、激甚化する災害への対応とか、感染症対策を取り組んでまいりたいと思います。

それから、委託契約の内容と期間が分かるものということですが、委託契約自体は、これはハザードマップの更新に係る資料でございます。そういった中、防災計画自体は職員のほうで更新する予定でございます。

ハザードマップの更新ですけれども、昨年までこの間、土砂災害警戒区域等の見直し、レッドゾーンとか、イエローゾーンとかの見直しは完了しております。そうした中、また治水のほうでは県河川を中心に想定最大規模降雨が千年に一度の大雨を想定した浸水想定がなされております。これにつきましては昨年度新聞報道等されたとおりでございます。そういった中、令和3年度にはそれを踏まえたハザードマップを作成し、全戸配布をしていきたいと思っております。

また、その委託の契約内容ですけれども、指定避難所の情報の更新とか、また、土砂災害警戒区域の指定の情報の追加とか、また、県河川の、先ほども言いました、浸水想定情報の追加とか、また、住民向けの避難勧告等の情報がまた更新されております。そうした中をハザードマップに入れ込んでいきたい。前回と同様、市内を14区域に分割して、それぞれをハザードマップを作成してまいりたいと思います。大体約1万7,000部を作成したい。また、データ等も作成し、また、市のホームページ等公式サイトにも掲載をする予定としております。そういったものが契約内容

となっております。令和3年度中には作成して、全戸配布できるようにしたいと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

○今井委員長 そうしたら、説明が終わりました。これより質疑を行います。

通告がある委員から、事前打合せのとおり、順次質疑をお願いいたします。

神吉委員。

○神吉委員 それでは、まちづくり推進部の審査のほうで、主要施策のほう、26ページ、地域生活交通対策事業のところでお伺いします。

年度ごとに補助金額が上下する理由はというふうに書いております。これは、今年度の予算、それから、前年度の予算、それぞれが上下してくるわけなんです、その理由ということを知らせていただきたいんですが、前年度の推移を見てするのかとかいう、そういう、どういう基準で上下されているのか、お伺いします。

それから、公共交通会議の意見はというふうに書いておりますが、地域から出てきます声なども反映されて、次のことを考えられるのかと考えるんですが、そこはどのように今回考えられているのかを教えてください。

○今井委員長 小河課長。

○小河市民協働課長 それでは、失礼をいたします。

まず、補助金が上下する理由でございます。

補助金の増減の要因には、修繕費や燃料費、車両償却費といった運行経費の増減、また、運賃収入などの増減、それから、大きい部分でいいますと、特に流動的な部分が国県からの補助金の増減などが年度ごとでございます。こういった様々な原因があることから、増減が発生しているということでございます。

特に、国県の補助金につきましては、利用者数などによって国の補助金であったものが県の補助金のほうに移行するとか、あるいは乗車の3か年平均とかいろいろあるんですが、そういった要因で県の補助金を受けていたものが国のほうに昇格するとか、そういったことがございまして、そういう部分で増減が発生しているということでございます。

それから、公共交通会議での意見につきましては、国から補助を受けるための計画、これは事前に承認をいただく必要がございます。それから、小型バスを中心にルートやダイヤの変更なども議題として取り上げております。頂いた意見につきましては、バス事業者とも協議の上、可能な限り反映をしている状況でございます。

以上でございます。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 答弁の中に運賃収入の増減などというふうになっておりますが、令和3年度は令和2年度の運賃収入などを見て、それを反映させた補助金になるんですか。

○今井委員長 小河課長。

○小河市民協働課長 基本的には、当然予算の編成時期というものがバス事業者から聞き取りをする、資料提供を受けるというタイミングになりますが、その段階で運賃収入についても見込みを立てていただいております。

それと、補助金についても、今ある現状の算定のルールの中でどれくらいになりそうかというようなどころを見ていただきまして、基本的には運行経費から控除となる収入を差し引いたもの、これが覚書で書いてあることなんですが、そちらに基づいてきっちり算定をしていただいて、予算化を図っていると、そういう状況でございます。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 もう一点お伺いします。

頂いております資料のほうに、路線バス以外の移動手段をという、先ほどの説明の中にもありましたが、案あって検討されるのか、それとも案を検討していくのかというのを少し疑問に思っているんですけども、今後の予定を教えてください。

○今井委員長 小河課長。

○小河市民協働課長 バスの今の路線バス以外の移動手段ですが、総務経済常任委員会のほうでもいろいろと議題として報告をさせていただいております。そういう中で、基本的には許可制である現状の定時定路線のバス、それから、登録制となっております、自家用有償旅客運送、こういったもの、それから、大きい分類で言いますと、許可とか、登録を要しない互助の助け合いの仕組みの中での交通、これらのものについて提示をさせていただく中で、地元として現状の経費がかかっている、なかなか利用が少ないところについてはそれでいいのかという議会、それから、一般市民の方からもそういう声もある中で、そういうところを比較検討する中で、現時点におきましては、一番運転手さんとかの確保にハードルが低いのが互助による仕組みなんですが、そういったところと自家用の有償旅客運送、こういったところを照らし合わせながら相談をしているという状況でございます。

○今井委員長 よろしいですか。

次、行きます。

榎橋委員。

○榎橋委員 私も26ページですね、地域生活交通対策事業のほうから、先ほども質疑があったように、どの路線でどの時間帯に乗車なさっているのかというのは統計はとっていただいていると思いますが、先ほどあったように、市民のほうからもほとんど乗っていないんじゃないか、この路線どうなんだろうという感じの声というのも結構聞くわけでありまして、見直しというのはかなり難しい判断になるかと思いますが、その辺、もう一度お聞きしたいなと思います。

○今井委員長 小河課長。

○小河市民協働課長 先ほどおっしゃられましたとおり、やはり利用の少ないところについて、こういうところが課題というふうなところは、地域、特に一宮の北部のほうで継続して話を進めております。

そういう中で、基本的には、先ほど申し上げたような手法を用いてやっていくことについて意見をお伺いしていると。ただ、やはり利用が少ないとはいえ、それを利用せざるを得ない状況の方がいらっしゃると思いますので、その辺の実態なんかも地域との意見交換の中で聞き取りをしまして、その方々に対して代替となるということになりますと、先ほど申し上げたような手法を軸にして、具体的に掘り下げて中身を今後決めていきたいというようなお話をさせていただいているところでございます。

○今井委員長 よろしいですか。

続いて、私のほうですけれども、基本的な質問なんですけど、この一般財源、公共バスの、一般財源1億4,528万円のうち、交付税対象になる額というのは幾らなのでしょう。

小河課長。

○小河市民協働課長 失礼いたします。1億4,528万円と3,000円ということになりますが、こちら一般財源のほうということであげさせていただいております。特別交付税のルール算定としましては、こちらのうちの80%がルール計算上の額ということになりますので、1億1,600万円程度が特交のルール上の算定額ということになります。

○今井委員長 分かりました。

次、お願いします。

田中委員。

○田中一郎委員 私も同じ地域生活交通対策事業で質疑させていただきます。

同じような説明の部分はもう割愛していただいたら結構です。

まず、これを質疑させていただいた根幹には、利用者の少ない、もしくはない地域の運用についての議論は今までもありますけども、事業の趣旨を考えますと、継続すべき事業であると私は考えております。

特に、この事例は過疎地域、市北部のケースが多く出てくる場面も委員会等で聞いておりますけども、あくまで方法論を考えて、地域の皆さんと話し合いしながら、継続すべき事業だと考えておる上で、2点において質問します。

地域生活交通のネットワーク化が重要であると捉えます。継続すべき事業と考えるが、次について伺います。

補助金や事業目的に見合った事業になるための令和3年度を取組と、特に努力目標の考え方、いかにマイナス部分をプラスに変えていくかという努力目標の考え方を伺います。

2番目に、市内完結路線ですけども、の見直し及び社会経済の状況により、補助金の同額が見込まれる場合もこれから出てくると思います。そういう場合に見直しの計画や限られた財源の中での予算化をどのように組み込まれていくのか、どのように考えていかれるのかということをも2点質問します。

○今井委員長 小河課長。

○小河市民協働課長 それでは、2点の御質問にお答えいたします。

まず、令和3年度を取組としましては、企業取組、努力目標の考え方ですが、まず、バス事業者の取組として、こちらからもお願いすることです。

まずは、安全対策をきっちり講じていただきながらも経費の抑制を図っていただくということ、それから、生産性の向上の取組の推進、これは、千種、西河内間でやっております貨客混載とか、そういったものでございます。それから、官民協働で引き続き利用促進を図っていくと、こういったところが大筋になるのかなと思っております。

また、行政としましては、先ほど来申し上げております、利用が少ない路線の在り方検討を進めていく、こういったところが令和3年度を取組ということになるかと思っております。

それから、予算化の部分でございます。

限られた財源であることはもう当然承知しております。現在の路線バスを運行するに当たりましては、事業者と取り交わした覚書がございます。こちらの中ではやはり予算の範囲内ということ、先ほども申し上げましたとおり、予算の編成のス

スケジュールをきっちりにらんでいただいて、覚書に基づいた経費を出していただくと。その中できっちり精査をして予算計上していくというサイクルを繰り返しているというふうに考えております。

○今井委員長　そうしたら、次のテーマに行きます。協働のまちづくり推進ということで。

浅田委員、お願いします。

○浅田委員　施政方針27ページの協働のまちづくりの推進ということで、3点お尋ねをいたしますけども、1つずつ行かせてください。

まず、1つは、地区コミュニティ支援員の配置事業についてです。

それぞれ千種と繁盛ですか、での配置ということだと思うんですけども、どこまで、要は令和3年度どこを目標にするかというところなんです。これまで支援員さんが配置されて、いろいろ取組をされてきた、令和2年度のそういう実績も踏まえて、令和3年度の具体的な活動の内容、目標をどこにどう定めておられるのかということをお聞きしたいと思います。

○今井委員長　小河課長。

○小河市民協働課長　1点目の御質問でございます。

令和2年度の実績を踏まえまして、令和3年度の具体的な活動内容、どこを目標にしていくかということでございます。

令和2年度は御承知のようにコロナ禍で、支援員自体が年度当初に立てていただいていた計画自体が非常に進めるのが難しい状況がございました。しかしながら、現在、2地区、千種地区と繁盛地区で支援員の設置をしておるところでございますが、千種地区では、住民アンケートを実施しております。それから、繁盛地区では、支援員による自治会や各種団体への聞き取り調査などが進められているところでございまして、令和3年度は、千種地区では、アンケート結果の地域住民への説明、地域課題の整理、課題解決に向けた組織体制づくり、こういったことの支援など、また、繁盛地区におきましても、地区内での話し合いを通じて、地区の課題解決に向けた協働のまちづくりの意識醸成が進むように、これは本庁、市民局、タイアップしながら、支援員と共に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○今井委員長　浅田委員。

○浅田委員　分かりました。支援員さんの人数的には変わりはないんですか。

○今井委員長　小河課長。

○小河市民協働課長 現状でございますが、千種2名、繁盛1名というところで、来年度当初、年度当初4月の段階で現状についてはそこから確定して増えるというところについてはめどは立っておりません。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 めどが立たないということ、いわゆる千種と繁盛には配置というのはあるんですけども、次のステップとして、この2地区が一つのモデルというところにはなつてこようかと思うんですけども、次の地域へのアプローチというのはこの令和3年度で考えておられるかどうか。

○今井委員長 小河課長。

○小河市民協働課長 その点につきましては、当然考えております。過去にもアプローチもしているところですが、こちらのほうで行政側で一方的に配置、この人をとというようなものではございませんので、当然きちっと地域の方ともお話をする中で、受入れ団体、あるいは、支援員さん、こういった方で一緒にやっつけていこうとしているところがきっちり決まった状態で設置したいと考えておまして、令和3年度については一定その枠についても予算化を図っているところでございます。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 分かりました。

では、次、令和2年度の新規事業のまちづくりトライアル交付金事業について、1点尋ねます。

令和2年が新規事業であつて、コロナの感染の拡大でいろんな事業がストップしたと思うんですけども、新規事業の評価を今されていると思うんですけども、それに基づいて令和3年度取組の考え方、あるいは予算の内容等をお聞かせください。

○今井委員長 小河課長。

○小河市民協働課長 考え方と予算の内容ということでございます。

先ほど申し上げましたように、千種地区、繁盛地区でそれぞれコロナ禍においてもいろいろ御苦勞いただきながら取組を進めていただいております。

その中で、千種地域では、このトライアル交付金を活用するという前提に立って、住民アンケート事業、それから、男女共同参画事業、こちらのほうを検討いただいております。

それから、繁盛地区では、先進地視察を検討いただいております。残念ながらコロナの緊急事態宣言、それから、外出の自粛要請等々ございましたので、そういった部分で男女共同参画事業と、これは千種の分ですが、繁盛地区の先進地視察事

業については実施ができていないと、そういう状況になってございます。

ただ、それぞれの検討経過、これには当然地域の方も入っております。それから、地区内でのいろいろとそういった方々との話が進んできている中でのことがございますので、今後、令和3年度に向けましては、市で現在進めております一括交付金制度、こちらのほうの活用とか、組織強化というようなところをにらみながら、ステップアップにつながっていくようにこのトライアル交付金事業を継続して使っていっていただきたいというふうに考えております。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 分かりました。そのほかの地域については、申請が出てからということになるかと思っておりますので、それは結構です。

それと、3点目の組織の育成についてというふうにちょっと簡単に書いてありますけれども、施政方針の中でもありました、それから、27ページ、この事業効果の中で、地区内の若者、女性、移住者、地域づくり団体などが参画した組織の育成というふうなこと、将来的な一括交付金の受皿としての組織の育成というふうには理解はするんですけども、どのような組織なのかという、ある程度の具体像というのを示していこうとされるのか、それで、それをどのように各地域の中におろして行って、育成をしていこうというふうに令和3年度考えているのか、それを聞かせてください。

○今井委員長 小河課長。

○小河市民協働課長 失礼します。組織のところで、主要施策の事業効果のところ書いておりますようなものということでございますが、そのイメージにつきましては、総務経済のほうでも過去に資料提供させていただいたようなイメージをしております。会長以下、中での運営の幹事会的なものが方向性を決める中で、それぞれ目的別な部会を組織するようなイメージをしております。

そのイメージにつきましては、令和3年度において、指針づくりというものも考えておりますので、そういった中で、市民の方に分かりやすいようなものとして指針とともに示していくようなことができたらというふうに考えているところでございます。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 イメージはあくまでもイメージなんで、現実的に各地域で議論される場合はある程度マニュアルといったらちょっと語弊があるかも分からんのやけども、今言われた指針、方策というか、ある程度具体的なイメージが、具体的なあれが必



要ではないかなというふうに思うんです。育成の方法としてやはり当然行政のほうからアプローチは必要だろうと思うんですけども、基本的には各地域からの申請に基づいた取組ということで考えておられるのかどうか、聞かせてください。

○今井委員長 小河課長。

○小河市民協働課長 基本的には15地区一気にというようなものではなく、それぞれ各地域のこれまでの取組であったりとか、要になります地域での事務局、こちらのほうで今モデル地区で進みつつありますのが、やはり支援員さんが1人体制から2人体制、その中で、地域の中に入って行く中で、地区課題の整理していくような動きをとってこられる、そういったことで、その要は事務局になっているかと思えます。その中で、地区コミュニティ支援員さんは、やはりこの方というようなところとのセットでの話になると思っておりますので、そういうところを仕組みを説明する中で、そういう方をきっちり見出して行く、そして、体制が整ったところについては移行していくというような手順を進めていきたいというふうに考えております。もちろん地区からの相談については、随時丁寧に応じていきたいと思っております。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 分かりました。基本は今、2名配置されておる千種、それから、1名配置の繁盛地区の取組が一つのモデルということになろうかと思えますので、これで、私の質疑は終わります。

○今井委員長 じゃあ、続いて同じところで。

榎橋委員。

○榎橋委員 私のほうからは、ちょっと重複しておりましたので、ちょっと割愛させていただいて、1点だけお願いしたいんですけども、協働のまちづくりトライアル交付金事業で、男女共同参画に取り組む地区の支援というのがあるわけですけども、この取組、何をされているのか、ちょっと御説明いただきたい。

○今井委員長 小河課長。

○小河市民協働課長 こちらのトライアル交付金という部分につきましては、特に男女共同参画と地区組織の育成という部分でございますが、モデル地区を対象にしております。その中で、先ほど申し上げましたような千種地区で検討を年度当初からしていただいております。千種での男女共同参画ですが、千種の子育て支援センターとコラボすることを考えられまして、ママさんのクラフト教室、それから、男女共同参画セミナーを計画、準備をされてきております。実際にチラシも刷り上がっ

て、参加募集もされて、参加者も申込みもあったという状況でございます。

ただ、残念ながら、コロナ禍での活動自粛要請に伴いまして、今日現在まで延期という状況が続いているということでございます。

この企画につきましては、千種にいらっしゃる支援員さん、うち1名が女性の方でございますが、その方を中心に、市民協働課の担当、それから、人権推進課も協働する中で進めてきておりました。

そういうことで、やはり自治会単位とか、いろんなところもあるんですが、一つのちょっと広域的な小学校区、あるいは中学校区というような15地区での協働のまちづくりというところからのアプローチとして取り組んでいきたいというふうに考えている事業でございます。

○今井委員長 いいですか。

そうしたら、次、同じ項目で私ですけども、ちょっと確認なんですけど、地区コミュニティ支援員設置事業ということで1,296万円、今、聞いていましたら3名、今現在いるということなんですけど、3名にしては多分この額ではまだほかにあるんじゃないかなと思うんですけども、もうちょっと増員を見込んでの予算額なのか、それとも、それ以外の使い道等々を考えておられるのか、そのあたりはどうでしょうか。

小河課長。

○小河市協働課長 失礼いたします。現状3名のところでございます。そこに令和3年度予算としましては、あと2名の人件費相当額、それから、地区については今現在2地区でございますが、さらに1地区が増えても大丈夫な枠ということで予算化をして、計上させていただいております。

なお、1地区当たりの活動費につきましては180万円ということになってございます。

○今井委員長 分かりました。

じゃあ、続いて。

津田委員。

○津田委員 私もこれ、640万円の上積みは何の予算を見込んでいるのかというのを、一応確認なんですけど、その増員分を見込んでということによろしかったですか。分かりました。じゃあ、大丈夫です。

○今井委員長 じゃあ、次、同じ項目で。

田中委員。

○田中一郎委員 私が聞いたかったなと思う部分はお聞きしたんですけども、通告を出しておりますので、その部分で、①の部分で、予算的な金額的なところは、それから、人材確保についても結構かと思うんですけども、事業の拡大をどのように考えておられるのかという部分で、人員、指導員を増やすという部分じゃなしに、新たにどのような考え方をされておられるのかという、あくまで考え方の部分でのことを1点と、次に広域的ないろいろな部分の組織の中での一体的な組織の創出をどのような考え方、どのような目的でいかれるのか、抽象的な質疑で誠に申し訳ないんですけども、どのような一体的な組織の創出をしようと考えておられるのか、2点伺いたいと思います。

○今井委員長 小河課長。

○小河市民協働課長 失礼いたします。事業拡大という部分につきましては、数字の上では大きく地区については2地区を、さらにもう1地区、創出の目標として3地区にしていきたいという考え方でございます。

そして、既に取組が進んでいるところについては、昨年までの取組を進化させると、そういう考え方で進めたいというふうに思っております。

それから、組織の部分でございますが、こちらにつきましても、主要施策の説明書のところで、事業目的のほうに書いておりますが、人口減少、少子高齢化は当然進んでまいります。そういった中で、自治会単位で行えてきた活動ができなくなってきたりとか、あるいは地域課題がどんどん多様化している状況にあります。そういった中で、個人や各種団体が連携していける組織、そして、広域的に皆さんの考え方をまとめていって、そこに今、検討しております一括交付金がおりにきたときに、地域の中でニーズ等をきちっと地域課題の優先順位を立てて、皆さんが納得してそのお金を使っていたら、そういった組織をつくっていきたいというふうに考えております。

○今井委員長 よろしいですか。

関連について。

飯田委員。

○飯田委員 すみません、29番で協働のまちづくりの推進についてという部分を設問しておりましたけれども、今、流れの中で多くの方の御意見と答弁がございましたので、その中でひとつだけお聞きしておきたいと思います。

聞こうと思っていましたのは、この協働のまちづくりの推進の中で先ほどからあります、地区コミュニティ支援員の設置事業、この事業の最終的には成果目標とい

う部分、それで、今聞いておりましたら、最終的に今一括交付金という制度の設置を考えておるという中で、ここをどのようにして地域に役立てていくかというその部分の活動母体というものをつくっていく目標もあるというふうに私自身はとったんですけれども、そういう理解でいいんでしょうか。この支援員自体の設置は年数も限られていますので、その間にそういった地区が自立するという形のものをつくり上げることが最終的な成果目標となっておるのかという部分についてお伺いします。

○今井委員長 小河課長。

○小河市民協働課長 まさしくステップアップということで、段階を踏んで事務局機能を高めていく、そこに自分たちの地域の困り事を自分たちのものとして、事として捉えていただける、そういう意識醸成を進めながら進めていく必要があると思っております。

そういう中で、創出目標3地区としておるところでございますが、そちらの地区をやはり成功例に導いていくということが一つの成果目標であり、そして、それを見ていただいたほかの地域については、うちもやってみようという意識になっていただくことを目標としていきたいというふうに考えております。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 モデル地区という形で、うちもやってみようじゃなしに、全地区でそれに取り組んでもらえる方向をつくっていくという考え方でお願いしたいと思えますし、どちらかといえば、こういう助成金であったり、こういう支援員の配置であったりするものがもう永続的に続くものではないとすれば、そういう地域の意識というものをきちっとその間につくっていかなければ、この一括交付金事業をそこに当てはめようとするときに、なかなかうまくいかないという部分があると思えますので、かなり担当としては厳しい部分があるかと思うんですけれども、やはり最初のモデル地区できちっとしたものをつくり上げていって、先ほど15地区という話もありましたけれども、そこがきれいにみんなが動ける状況というものをつくっていくという方向性だけは成果としてあげるんだという方向性でお願いしたいと思えますので、よろしくお願いしたいと思えます。

○今井委員長 よろしいですか。

そうしたら、次に行きます。

スポーツ活動を通じた元気な宍粟市に向けた取組の推進事業というところで、私ですけれども、この資料の28ページの令和3年事業内容の1番のスポーツ推進計画策

定というところで、委託料が172万7,000円と出ております。これは何を委託をするのでしょうか、職員等でできないものなののでしょうか、あるいは委託をするのは市内業者でしょうかというところの質問をさせていただきます。

石垣副課長。

- 石垣市民協働課副課長兼スポーツ推進室長 先ほどの質問の件なんですけども、推進計画策定に当たっての委託料になります。その中で、作成計画に当たって、課題整理、アンケートの原案作成とか、発送事務等、課題に向けたスポーツ団体との意見交換、また、検討委員会の事務などを基本的には職員で対応すべきところがあります。その部分については、直営でするんですけども、それ以外のアンケートの集計の分析とか、あと動向調査、あと専門分野とか、作業の効率化が図れる部分について委託を予定しております。

あと、市内業者に委託するのかというところなんですけども、委託先につきましては市外業者も対象としまして、プロポーザル審査を行い、選定していきたいと考えております。

あと、令和3年、4年の2か年事業として考えておるんですけども、計画書の印刷等は市内業者でしたいというふうに考えております。

以上です。

- 今井委員長 次の質問ともちょっと絡むんですけども、やはり委託がちょっといろんなところで多いなという部分もある中で、スポーツの計画をつくるという部分、このあたりは今の回答だったら、根幹の部分は職員がするという事だったんですけども、極力やはり職員でやってもらいたいということと、それから、市内業者、できればお金は市内で回っていくという形のほうがいいと思います。具体的に市内の業者でこういうのを受けれる、受けれるといたらあれですけど、そういう業者は存在はするわけですか。

小河課長。

- 小河市民協働課長 その部分につきまして、やはりこちら側から仕様書をつくるわけなんですけれども、その仕様の中で耐え得るところで、ここの計画策定については一般的にコンサル的なノウハウ等も必要になってまいりますので、そういう中で判断になるのかなというふうに考えております。

冒頭おっしゃられました、いわゆる丸投げ的な考え方は全く持っておりませんで、根幹の部分につきましては当然職員が中心になって考えていくんですが、どうしても専門家、専門的にノウハウを必要とする部分と、職員よりも作業効率化が図れる

分野、こういったところに特化しての委託を予定しております。

○今井委員長 分かりました。

そうしたら、その次の29ページの御形の里づくりに関しての、ここにも同じような委託が出ておりました、質問内容も同じなんですけども、構想再構築業務ということで、委託されていますが、もう一度どういう内容の委託になるのかをお願いします。

橋本副局長。

○橋本一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 御質問のことにつきまして、お答えをさせていただきます。

構想再構築の業務の166万9,000円の内訳でございますけれども、これは専門のコンサルティング業者への委託料が160万7,000円、そして、この構想を検討していただきます委員の委員謝礼が6万2,000円、合計で166万9,000円となっております。

なお、このコンサルティングの関係でお世話になる業者については、市外の業者で、この御形の里づくり事業、家原遺跡公園、まほろばの湯等の今までの構想業務、また、支援業務等に当たってきた業者にお世話になります。

以上です。

○今井委員長 それはやっぱりあれですか、そういう業者を入れなかったらなかなか進まないというようなところですか。

橋本副局長。

○橋本一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 家原遺跡公園とまほろばの湯につきましては、令和2年度に指定管理のほうをお願いをさせていただきましたが、実際受注される方がなく、今、公園としては開けており、また、温泉については今休業の状態が続いております。

公園と温泉一体となった指定管理をこれから依頼するに当たり、また、地域、そして、地元の魅力等を改めて市民、行政共になって再確認して、発見し、次なる指定業者のプレゼン等を受けれる対応を備えるために、その専門の業者をお願いしております。

以上です。

○今井委員長 もちろん外部の方のあれですごく進んでいくということがよくあるので、それはそれでいいと思うんですけども、本当に地域の中で一体としてみんなで作っていくという形を頑張ってやっていただきたいと思います。

そうしたら、同じく御形の里のところで、次の委員、お願いします。

津田委員。

○津田委員 先ほど説明の中で、コンサルを入れて構想を練っていくという話をお聞きしたんですけども、コンサルを入れて、結局まとめてもらうのはもういいのかもしれないんですけども、基本的に行政、あと地域として、この場所をどういうふうにもっていかうと、そこの思いが一番重要なんじゃないかなと。例えば、今までもコンサルもそうなんですけども、言うだけで終わってしまうので、最終的に構想だけ描いてじゃあという形になってしまうので、まずその地域の思いであったり、そっちのほうは僕大事なんじゃないかなと思うんですけども、どういうふうな形でこのコンサルにどこまで任せようとされているのか、その辺をお聞かせいただいてもよろしいですか。

○今井委員長 橋本副局長。

○橋本一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 今回の委託に当たりまして、家原遺跡公園の歴史になるんですけども、平成5年に家原遺跡環境整備基本計画というのが旧町のときに歴史公園としての策定をされました。その後、温泉等の発掘もあり、まほろばの湯も開業しておるんですけども、今現在において、一宮北部まちづくり委員会という、一宮北部のまちづくりを検討する委員会において、いろんな北部の活性化について御議論をいただいておりますが、家原遺跡公園とまほろばの湯の指定管理の受託がなかったことを受けまして、家原遺跡公園周辺のにぎわいづくりということの意見をベースに地域の関わり方とか、地域へのまた経済的喜びの還元とか、あと温泉や公園の付加価値の向上を地域としても考えるということ念頭に置きながら、一宮北部まちづくり委員会として構想を策定するということでその支援業務に当たっていただいております。その委員会には、北部まちづくり委員会の委員の方は各種団体の長の方が多くありますので、その検討には再構築委員会として、北部地区から7名の若い地域住民の方に入らせていただいて、専門に今現在も構想づくりを当たっていただいているところです。

以上です。

○今井委員長 いいですか。

続いて、お願いします。

田中委員。

○田中一郎委員 続きまして、同じように御形の里づくり事業、先ほど再構築コンサル、一宮北部等の皆さんが地域を挙げて頑張っておられるということは私も地域の人間として重々感じております。その上で質疑させていただきます。

まず、今回の予算の中に、複合遊具やグラウンド・ゴルフ場等の工事等、メンテナンスが予算化されておったんですけど、広大な建屋とか、グラウンド・ゴルフ場等々がありますけども、この部分についての保全とか、環境整備、一般に言うメンテナンス等は今回の予算の中でできていけるのかということを考えますと、なかなか難しい部分があるんじゃないかなと思ひまして、この質疑をさせていただきます。

次、かぶと虫ドーム周辺の造成工事が今進んでおります、進もうとしております。昨年も何日間か工事が進んでおりますけども、これも大変な広さの敷地です。これを、以後造成工事が終わった後、どのように活用されようとしておるのか、民間に委託されるのか、市がされるのか、また、新たな地域の人の考え方で、その土地を使ってくださいというような北部委員会とか、御形地域活性化の人たちが使わせてくださいと言われれば、いろんな条件のもと、使えるのかというような今後の活用について、お伺いしたいと思ひます。2点よろしくお願ひします。

○今井委員長 橋本副局長。

○橋本一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 まず、初めの御質問がありました、家原遺跡公園の保全管理の部分であります、こちらにつきましては令和2年度と同じくなんですけども、令和3年度、9、5、6、款、項、目でいいますと、予算科目の9、5、6、文化財保護費において予算を置かせていただいております。令和3年度も適正な管理ができるように事務執行、また、予算執行をさせていただきます。

続きまして、かぶと虫ドーム周辺の造成のことについてであります、現時点では造成後の具体的な活用方法は決まっておられません。現在、残土等が置いてありますが、それにつきましては、災害の残土の臨時置場ということで、重機等も入っておりますが、その造成工事については令和3年度を予定しております。

この活用につきましては、今、先ほどの御質問もありました、まほろばの湯、家原遺跡公園の構想の再構築をお世話になっておりました、そこにおいて、遺跡公園の隣接地になります、かぶと虫ドームの隣になりますが、ドーム周辺地も含めて御協議を今いただいております、また、そのこともお願いしており、再構築の構想策定後に具体的なことについて決めていくということになっております。

以上であります。

○今井委員長 田中委員。

○田中一郎委員 この再構築の業務等については地域の代表の方も入っておられますので、その中で令和3年度の予算には無理かとは思ひますけど、令和4年度等の予



算の中にあの広大ないい土地が何とか活用できるような予算化ができるように令和3年度の予算を含めて、令和4年度の予算も考えていただきたいなと思いますけども、いかがでしょうか。

○今井委員長 橋本副局長。

○橋本一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 この再構築の検討委員会での検討をお願いしておるのが令和3年7月をめどにお願いしております。その造成につきましては、令和3年度予算で措置を今させていただいております。構想の策定後、その趣旨に合う造成をさせていただきたいと思っております。そして、その構想において具体的な利活用の方針、また、地元からの希望等が盛り込まれておりましたら、そのことについてはまた予算等をお願いすることもあるかもしれませんが、現時点としては令和3年度は造成工事ということでお願いをしております。

以上です。

○田中一郎委員 分かりました、終わります。

○今井委員長 それでは、次、カヌーのほうに行かせていただきます。

神吉委員。

○神吉委員 それでは、私のほうから30ページのカヌーポロ事業のほうで、ワールドマスターズゲームズです。

ワールドマスターズゲームズ2021関西本大会の開催予定はどのような状況かというふうに書いてありますが、これまで整備に関しては、音水の整備に関しては多くの整備が完了しております。今回も予算を見ますと、大会の運営に関するようなことのみ予算のように見えるんですが、このオリンピック・パラリンピックの具合も少し分からない状況の中ですが、大会のほうはどのように計画されておられるのかをお聞きします。

○今井委員長 榎木副局長。

○榎木波賀市民局副局長兼まちづくり推進課長 今、御質問にありました、ワールドマスターズゲームズについてお答えさせていただきます。

まず、最初に今年5月に関西地域で開催の予定でありました、ワールドマスターズゲームズ関西2021につきましては、昨年10月末に報道等であったと思うんですけど、新型コロナウイルスの感染拡大を受けまして、開催が1年延期されて、2022年5月に開催することになっております。

この開催の延期を受けまして、当然音水湖で開催の予定でありました、カヌーポロ協議につきましても、1年のスライド、延期ということで来年5月開催の日程で

継続して現在準備を進めております。

この新しい日程につきましては、令和4年、2022年の5月20日から22日の3日間で音水湖でカヌーポロ競技ということで、ワールドマスターズゲームズの大会が開催されるという計画になっております。

そこで、今年ということなんですけど、この1年延期になりましたことで、去年もリハーサル大会ということで、1年前ということで大会を開催したんですけど、延期になりましたので、再度リハーサル大会を今年度は音水湖カヌー競技場で開催すると。これにつきましては、去年なんかは海外からの招待選手なんかもあったんですけど、国内選手に絞って、の参加により開催を予定しておると。

日程につきましては、今年の5月29日、30日ということで、ワールドマスターズゲームズが開催される時と同じような日程で進めさせてもらいます。

参加は国内の選手は約100名程度を想定しておりまして、今年度につきましては、先ほど委員のほうからありましたとおり、基本的にはその運営に関わる費用ということで予算計上させていただいております。

以上です。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 これと一緒に分らないんですが、33ページにも音水湖のカヌー競技場の大会運営とかというのはこれは一般の、一般ではないな、通常の世界マスターズゲームズとは関係ない大会のことですよ、今ここでお聞きしてもいいですか。

○今井委員長 榎木副局長。

○榎木波賀市民局副局長兼まちづくり推進課長 33ページにあげています、音水湖のカヌー競技場大会運営補助金というのは、これは従来からあります、カヌーのスプリントのほうですね、カヌーポロではなく、ワールドマスターズの関連ではなく、今まで開催しております整備してきた会場の大会の運営、いろんなスプリントに関する運営の補助というところになっております。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 そうしましたら、今年度この予算を取ってあるんですが、昨年、常設にしたこのフロートの部分ですけれども、これはまだ今後も使用できるものとして当時設営したと思うんですけれども、そこら辺に関する費用はみておられませんね、今回は。

○今井委員長 榎木副局長。

○榎木波賀市民局副局長兼まちづくり推進課長 この音水湖の整備につきましては、もう一定浮島等も含めまして整備はもう完了しております。

それで、カヌーポロの分につきましては、令和2年度ですね、ポロのコートとか、いう設定が必要でしたので、その分につきましては令和2年度に終わっております、令和3年度につきましてはもうそういったところは発生しないということです。

○今井委員長 いいですか、よろしいですか。

そうしたら、次は、男女共同参画社会の実現に向けた推進事業のほうへ行きます。山下委員。

○山下委員 31ページの説明書、男女共同参画社会の実現に向けた推進事業について、質疑いたします。

前年度増減マイナス78万5,000円の理由を教えてください。

それと、あとコロナ禍における相談事業、女性相談等の充実とありますが、どのような相談を受け付けて、どのように解決を図ろうと考えておられるのかということをお尋ねします。

○今井委員長 大田次長。

○大田まちづくり推進部次長 失礼いたします。

まず、対前年度増減の理由ですけれども、主な要因が2つございます。

1つ目ですが、昨年度は条例策定に向けて、宍粟市男女共同参画推進条例検討委員会を立ち上げました。その際に3名の学識経験者、3名の公募委員、4名の委員、合計10名の構成員に対する報奨費分が今年度は減額となっております。

2つ目が、宍粟女子きらきらパワーアップ応援補助事業が基本的に3年の事業継続が条件であり、4年目は事業内容により、引き続き支援が必要な事業を支援することとしています。そのため、継続しない団体が減ったことによる減額ということでこの2点が大きな要因となっております。

続きまして、コロナ禍における相談事業ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ジェンダー格差による社会のゆがみが立場の弱い女性に様々な困難を強いております。宍粟市において具体的に当課がそのような相談を受けたという事例はないんですけれども、全国的には女性の自殺者数は前年より8割増え、DVや性暴力は増加、深刻化し、雇用収入が失われて生活困窮に陥っているシングルマザーも多くいる。緊急事態宣言下での休校、休園は特に女性に大きな負の影響をもたらしたと言われております。

そのようなところで、女性の自立した生き方を応援するための女性相談窓口を開

設したいと考えております。

解決を図れるかどうかですが、保護や措置が必要であれば福祉部と連携することが必要ですし、自立に向けては、様々な機関とネットワークを駆使して有効に活用し、一緒に解決の糸口を見出せればというふうに考えております。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 それでは、再質疑させていただきます。

きらきらパワーアップ事業が3年ということで、継続しない団体があったということですが、それは継続しない理由等は女性の男女共同参画社会の実現に向けてマイナスというようなことにならないのかどうかということをお尋ねします。

それから、もう一つですけれども、女性が今、コロナ禍において、特に本当に大変な状況になっているということで、やはり相談者は女性のほうがDVとか、その他もろもろのようなちょっと男性には相談しにくいような事情があるような相談もあるように思うので、女性の相談員の増員というようなことはお考えになっているのか、お考えにならなかったのか、お教えてください。

○今井委員長 大田次長。

○大田まちづくり推進部次長 きらきらパワーアップにつきましては、3年経過した後、自立していただいたという形に捉えております。3年の間にいろいろと支援をさせていただいて、次の事業も自立して、しておられるという状況がございます。

それと、2点目の女性相談員の件なんですけれども、今ある市民相談員、市民相談の中で十分対応できるなど、今のところ考えております。たくさんこのような方が増えればまた考えていきたいと思うんですけれども、かなりスキルのほうも、いろんな研修に参加して、スキルアップにも努めておりますし、取りあえずこの状態で一度やってみたいなというふうに考えております。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 それでは、その人員が必要なような状況になった場合は補正予算等で考えていくというふうに捉えさせていただければよろしいんですか。

○今井委員長 大田次長。

○大田まちづくり推進部次長 確約できるものではありません、たくさんの方の要望があったりとか、状況に応じては検討をさせていただきたいと考えております。

○今井委員長 では、続いて、榎橋委員、お願いします。

○榎橋委員 私も同じところがございます。その中に、今年、令和3年度は予算書を見ましたら、SDGsの目標をそれぞれ掲げいただいているわけがございます。

ジェンダー平等を実現しようというのがまずあるわけですがけれども、これの取組というんですか、考え方、どういうふう to 実現していくというお考えでいらっしゃいますか。

○今井委員長 大田次長。

○大田まちづくり推進部次長 榎橋委員の御質問にお答えいたします。

本市では、このたび条例を策定し、男女共同参画社会の定義と基本理念を定めております。そして、条例の中に、第2次宍粟市男女共同参画プランは11条第1項の規定により、条例に基づいて策定した計画とみなしております。市全体の施策において、男女共同参画の視点も入れていくこととしておりますので、この第2次宍粟市男女共同参画プランの目標に向けて取り組んでいくことがSDGs、ジェンダー平等に寄与するものだと捉えております。

○今井委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 とはいえ、まだまだジェンダー平等というのから程遠いような状況でありますけれども、近づける、2030年が目標の年であるわけですし、それまでに宍粟としてどういうふうな目標なのか、どういうふう to 男性の皆様 to 協力していただきながらやっていくのかという、そういうことを、考えをお聞かせください。

○今井委員長 大田次長。

○大田まちづくり推進部次長 まず、この条例につきましても周知を今年 is 図りたいと思っております。逐条解説や概要版でもって出前講座や各種会議で丁寧に説明をしていきたいと思っております。固定した性別、役割、分担意識がいかに時代にそぐわないものかなど、気づいていただき、変えていくことの重要性をはじめ、男女平等はそれ自体が重要であると同時に、組織や地域の成長や維持に関わる問題であることを説明していくことで意識改革につながるものではないかと考えております。意識が変われば行動につながるというところで、その部分を丁寧に説明していけば実現につながるものではないかと考えております。

○今井委員長 いいですか。

続いて、お願いします。

田中委員。

○田中一郎委員 私も施政方針・主要施策の31ページの男女共同参画社会の実現に向けた推進事業ということで、先ほど2人の委員の方からの質疑について、ある程度理解しました。

まず、いずれにしても、先ほどから出ております、男女共同参画プランが策定さ

れて、今回の3月の議会で誰もが自分らしく生きる共同参画づくりの条例が可決されました。そういうようなところも先ほどの説明でお聞きして、それに向かって進もうということです。私が今回、①質疑させていただいたのは、そういうふうな中で、よく言われておりますジェンダー平等の実現に向けての具体的な取組等、一番大切なのは市民の意識改革、このジェンダー平等の実現に向けての考え方は、方法論よりか、市民の意識改革というのが一番大切な部分ではないかと思います。そのような部分で、市民の意識改革、個人の、私1人の意識改革等々の改革に向けての担当所管する課としてどのように進めていかれるのか、ということを一ポイント聞きたいと思っております。よろしく申し上げます。

○今井委員長 大田次長。

○大田まちづくり推進部次長 男女共同参画の推進の担当は人権推進課でございますが、この分野は分野横断的な取組が必要ですので、あらゆるプランの中には110の施策を設けておりますので、庁内の部署と連携しながら、プランに沿って進めることが実現に近づくものだと思っております。

意識改革の部分につきましては、先ほどとも重複するんですが、固定した性別、役割、分担意識がいかにか時代にそぐわないものかなどを気づいていただくと同時に、男女平等はそれ自体が事業であるけれども、組織とか、地域の成長や維持に関わる問題なんだというところで、今、その機運が高まっていると考えております。このことを丁寧に説明すれば宍粟市の市民の方は御理解いただけると思いますし、気づきから行動が変わるというところを大変期待しております。

○今井委員長 田中委員。

○田中一郎委員 こういう言い方は失礼になるかも分かりませんが、今、この部分については大変チャンスの時期だと思います。全国的にI O Cオリンピック関係で、ジェンダー平等ということが世界的に、日本的に、宍粟市市民にも多分このジェンダー平等という言葉は広がっていると思うんです。だから、このようなことを機会に、今まで以上にセミナーとか、いろんなアプローチを市民の方にかけていただけて、この条例と参画プランと策定された部分について進んでいただきたいなと思います。今が私はある程度、言い方は悪いかも分かりませんが、社会的に今がものすごくいいチャンスやと捉えておるので、これから大いに頑張りたいなと。また、予算化して、どんどん浸透させていただきたいなと思っております。

以上です。

○今井委員長 そうしたら、次の項目に行きます。元氣げんき大作戦のほうです。

神吉委員。

○神吉委員 32ページ中段の元氣げんき大作戦補助事業のところでお伺いします。

この予算増額と書いてありますが、これは減額ですね。元氣げんきのほうでは減額になっておりますが、この25万円の減額、こういう減額はどこから出てくるものなのか、まず教えてください。

○今井委員長 福田係長。

○福田市民協働課地域づくり支援係長 失礼します。来年度の令和3年度の予算の積算についてですけれども、令和2年度から令和3年度に事業を継続される見込みである団体さんの分の積算、それから、新規で申込みをされるであろう、これは見込みになりますけれども、その分の積算、それから、新規の分の積算の分で計算しまして、今年度も令和2年度の実績を見ながら予算額を積みましたところ、25万円程度の減額になるのではないかなというところで積算をしております。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 新規の増はどれくらい見ておられるんですか。

○今井委員長 福田係長。

○福田市民協働課地域づくり支援係長 1団体45万円としまして、7団体、315万円ということで積算をしております。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 皆さん、活発的にこの元氣げんき大作戦の補助事業を受けておられると思うんですけれども、私は外から見た目でどのような効果が起こっているのかというのは内部に入ってみたら分かると思うんですけれども、当事者たちはどのような効果を得ておられるとお考えですか。

○今井委員長 小河課長。

○小河市民協働課長 やはり元氣げんき大作戦については、市民主体の様々なまちづくり活動、地域づくり活動、そちらを実践していただく。そのメンバーについても広がりを見せていく、あるいはほかのそういった団体さんとの交流を深めながら、よりよいものになっていくというようなことを願っておりますので、そういった部分でいいますと、審査の段階でもそういった事業計画上の考え方なんかをいろいろ聞いておりますので、そういう部分で非常にいい方向に行くことを願っております。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 それから、減額などになって、活動の縮小を余儀なくされるなんていう

ことがあるのかどうかというのも含めまして、こういう期間後に対するアドバイスというのはいかにどのようにされておられますか。

○今井委員長 小河課長。

○小河市民協働課長 減額といいますものは、この制度自体がそれこそ取組団体の育成とか、それから、継続性とか、そういったもので自立していただくことを願っているものでございます。そういう分と言いますと、1年目よりも2年目はいろいろな取組とか、財源調達も含めて、仕組みを考えていただく中で、補助額が目減りしていくと、そういう制度になっておりますので、そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

○今井委員長 樽本次長。

○樽本まちづくり推進部次長 元気げんき大作戦につきましては、協働のまちづくりの一つの手法でありまして、その中を有効に活用していただいております。先ほど課長が申しましたように、最大3年から5年といった事業継続をする中で、補助金も減額させていただいております。その部分を納得した上で自主自立というところを重点的にその各種団体が取り組んでいただいていると思っておりますし、また自立もしていただいておりますので、一定の効果は出ているのかなというふうに思っております。

○今井委員長 いいですか。

それでは、次のテーマです。

オリンピック関連事業ということで。

山下委員、お願いします。

○山下委員 それでは、33ページの事業の一覧の一番上段です。

オリンピック関連事業について、質疑させていただきます。

補助金として500万円が予算化されていますが、どのように使われるのか。また、国や県からの補助金はないのか、お尋ねします。

○今井委員長 石垣副課長。

○石垣市民協働課副課長兼スポーツ推進室長 失礼します。今回の補助金と県からの補助金の使い道と、県、国からの補助金はないのかと言うところなんですけども、東京2020オリンピック聖火リレー及びパラリンピック聖火フェスティバルの運営団体として、宍粟市実行委員会というのを設立しております。そちらの実行委員会のほうに補助金を出して、準備から運営を行うものとなっております。

その内容につきましては、オリンピック聖火リレーの準備に係るもの、看板作成



とか、ルート上のフェンスとか、カラーコーンとかのリース費用ですね、それと聖火リレー実施に当たりまして警備に係るもの、通行規制をかけますので、通行規制に係る警備員、会場周辺の雑踏警備等に係る委託料、あとパラリンピックの聖火フェスティバルに関わる経費としまして、採火式やビジット、ランタンに入れた火の展示になるんですけども、それに関する材料とか、スタッフユニホームの作成費用、あと集火式というのが県のほうで行われますので、それに参加するバスの経費とか、いうのを積み上げで500万円の補助金の内容になっております。

あと、国や県からの補助金と言うところなんですけども、国、県からの補助金はありません。ただ、県からの連絡で、宝くじの分配金が負担金として交付されるという旨の連絡を受けていますので、それが財源に充てられるというふうに考えております。

以上です。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 コロナ禍の中で、観客の関係はどんなふうになるのか、教えてください。

○今井委員長 石垣副課長。

○石垣市民協働課副課長兼スポーツ推進室長 観客の関係なんですけども、宍粟市の実施としましては、以前の委員会でも報告させてもらっているかと思うんですけども、宍粟市の実施形態としては無観客での実施を予定しております。

それで、4月号の広報で市民の皆さんに広くお知らせしたいというふうに考えておるんですけども、無観客でその現場が見れないというようなどころにはなるんですけども、組織委員会の中のNHKのほうから、インターネットを通じてライブストリーミングが配信されるというところがありますので、市民の皆さんにはインターネットの中継を見ていただくというふうなお知らせをしたいというふうに考えています。

○今井委員長 いいですか。

じゃあ、次の項目に行きます。

消費者市民社会の形成に向けた啓発事業ということで。

浅田委員、お願いします。

○浅田委員 私のほうは、施政方針33ページ、部局資料は8ページでした、消費者市民社会の形成に向けた啓発事業ということで、聞きたいのは、例えばプラ製品は買うのを少し控えましょう、代替製品を買っていきましょうというふうな、そういう環境に関するそういう取組というのをどう位置づけておられるのかなというところ

が聞きたいんです。それで、それが一つは市民行動につながっていくというふうになれば一番いいわけなので、それをどういうふうに、エシカル消費の関係のセミナーといいますか、講演会、参加もさせていただいたりはしているんですけども、それがエシカル消費を広めていこうというのが一つの大きな目標なのか、市としてこの消費者市民社会の形成に向けたその環境に関する考え方で令和3年度、どういうふうに位置づけているのかということをお聞かせください。

○今井委員長 西田課長。

○西田人権推進課長 失礼いたします。まず、消費生活センターでは、まだ企画の段階で、学校、教育委員会とも調整ができておりませんが、本日の予算資料14ページにもあげております、教育啓発事業に加えまして、成人年齢が引下げのことも踏まえて、中学校で消費者問題の核となります契約をテーマとした出前講座等を展開したいと考えております。

その学校へアプローチする際に、消費生活と環境でありましたり、また、未来とつながっている私たちの消費、そんなテーマも示しながら、消費者市民を増やしていく取組も展開したいと考えています。

また、まだ研究の段階なんですけども、食品ロスダイアリーというアプリを使いまして、食品ロスの削減につなげられないかということで環境課、あるいは保健福祉課等と一緒に勉強しております。

食品ロスダイアリーとは文字どおり、家庭で廃棄する手つかずの食品、あるいは食べ残しを記録する日記になりますが、それをスマートフォンだったり、パソコンで該当のホームページに記録していくものです。目に見えて削減の効果が実感しやすいので、気軽に楽しく食品ロスの削減に取り組むことができないかなと検討しております。

併せて令和2年度、消費者協会では、エコバッグのコンテストもされました。それをお披露目することがかないませんでした。12人の方から49点の応募がありました。会員外の方からの応募がたくさんありましたので、そういう環境に対するエコバッグを自分でつくって、それを持参しよう、使おうという意識啓発にもつながっているのかなと思っております。

また、今後そういった取組、あるいはその商品も展示するなどして、啓発につなげていきたいと考えております。事務局だけではなかなか難しいですので、消費者協会さんをはじめ、市民や団体と連携しながら、先ほどおっしゃっていただいたようなことが取組として根づいていくように、地道になると思いますけども、取組

んでいきたいと考えております。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 今ありました食品ロス、アプリを使った取組の研究というふうな説明があったんですけども、それはこの令和3年度中には何か、3年度中にはそれを立ち上がるまで持っていく予定になっていますか。

○今井委員長 西田課長。

○西田人権推進課長 一気に市内全域とは難しいと思うんですが、それこそ消費者協会さんと連携して、そこへ登録することで、その登録者の食品ロスの削減の状況とか、私個人と登録された方の比較することもできるようにするので、そういったことで見える化することで達成感を感じていただきながら、進めていけたらいいかなと思っておりますので、徐々にですが取組を進めたいと思っております。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 一遍には無理なので、一步一步というのが非常に大切な施策だと思いますので、特に食品ロス、大変大きな課題になっておりますので、それは進めていただきたいということと、それから、今までずっと取り組んでいた、エシカル消費というところについては引き続き予定はしていただいているのかな。

○今井委員長 西田課長。

○西田人権推進課長 令和2年度もセミナーを行いましたけども、セミナーも併せてパンフレット等も加えて啓発には引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○今井委員長 それでは、もう一つ行きます。

次、じゃあ、人権教育ということで。

田中委員。

○田中一郎委員 私が次、質疑しておりますのは、人権推進課としての立場からの差別のない住みよいまちづくりに関することでお伺いします。

まず、長期化するであろう、長期化しております新型コロナウイルス感染症による誹謗中傷やいじめ等がよくメディアで報道されております。実際宍粟市でもあったようなことも聞いております。人権推進課の立場からこのような差別のない住みよいまちづくりに関するセミナーとか、コロナ感染症に特化したような新たな計画等はあるのかということをお伺いしたいと思います。

○今井委員長 西田課長。

○西田人権推進課長 おっしゃっていただきますように、今年度、令和2年度はみんなが笑顔になるためにコロナ差別など、人権課題を考えようということで、そのタ

イトルを掲げた講演会を開催しましたが、新年度は今のところ、そういった直接的な新型コロナ感染症に関する内容の検討はしておりませんが、これから詳細な企画を詰めてまいりますので、今回、御提案いただいておりますような内容についても検討して、実施できればと考えております。

以上です。

○今井委員長 田中委員。

○田中一郎委員 もう少しなりますと、10年前の悪夢の時間になりますので、最後に1点、やはり人権推進課として大事なところは、ぜひ市民の方の人権を守るために、このような事態のときには、各種団体と、それから、学校関係、会社関係等に個別でええと思うんです、小グループでええと思うから、こういうようなセミナーとか、呼びかけをすることによって皆さんの意識が向上すると思うので、これからも長期化するであろうコロナの感染症の差別化、それから、人として、人が生きる中での差別化についても、小さなグループから随時計画を立てていって、お忙しいと思いますが、人権推進課の職員の方が出向いて、呼びかける、そのような活動をこの機会にさせていただいたら、もっと宍粟市の人権に対する意識が盛り上がるのではないかなと考えておりますので、令和3年度はそのようなことができるのであれば、せっかく何がしの予算化されておりますので、進めていただきたいなと思っておりますけれども、私の質問の最後に一言お願いします。

○今井委員長 西田課長。

○西田人権推進課長 今、御提案いただいた内容、今、具体には実施方法等検討しておりませんが、先日も兵庫県から啓発されております冊子が届きますが、商工会さんのほうにいろいろ御無理申し上げて、企業で考えていただく人権とかいうことで、少しずつ人権的な考え方を広げていこうと、御協力いただきながら展開していくことを考えております。

先ほどおっしゃっていただきましたように、小グループで啓発すること、講演会がありますよということだけでも啓発につながるのかなと思っておりますので、その辺の手法も考えながら、令和3年度、進めていけたらと思っております。ありがとうございます。

○田中一郎委員 終わります。

○今井委員長 それでは、審査の途中ですが、ここで休憩をいたします。2時50分に再開をいたします。

午後 2時35分休憩

---

午後 2時50分再開

○今井委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、神吉委員、お願いします。

○神吉委員 続きまして、主要施策の34ページ中段にあります、防犯カメラ設置補助事業について、伺います。

宍粟市内の全域に設置が及んでおるのかというのは、155でしたか、自治に及んでいるのかというようなことをお伺いします。

それから、10年の計画とされておられるようですが、この長い期間に及んでいるこの事業の理由を伺います。

それから、防犯カメラ設置事業補助金というのがありますが、これとの関係を伺います。例えば経費が15万円かかった場合にはどういう補助になるのか、どの条件でもそうなのか、どうなのかというところを伺います。これ全て一括して伺います。お願いします。

○今井委員長 田村次長。

○田村まちづくり推進部次長兼消防防災課長 失礼します。防犯カメラ設置補助事業についての御質問に答えさせていただきます。

市内全域に及んでいるのかという点ですが、156自治会ありますけども、それに全部自治会には設置には至っておりません。今までの実績で言いますと、平成26年度からこの補助事業が始まったんですが、今のところ47自治会、79か所の設置に対して支援、補助をしております。

旧4町ごとで見ますと、山崎町内は26自治会、47か所、それから、一宮町内で8自治会、10か所、波賀町内で7自治会、11か所、それから、千種町内で6自治会、11か所となっております。

そういった中で、旧4町単位ではそういった状況になっているんですが、全体的にはそういう設置状況でございまして、委員おっしゃる155自治会の設置までには至っていないというのが現状でございます。

そうした中、それぞれ申請行為でありますので、うちの自治会は必要ないかなという自治会もあろうかと思えます。そういったところは申請はないと思われれます。

それから、10年の計画となっている理由ですけど、お手元の34ページのこの事業期間、平成26年から令和5年までになっていますけども、これはこの期間を書いているだけでございまして、この防犯カメラの補助事業につきましては、それぞれ市

のほう、支援する補助事業、基本大体原則3年間という形になっております。その一、二年実施して、最終3年度で事業の検証を行って、この補助事業の状況を見ながら、これから継続するのか、あるいはあまり効果がない中で廃止するのかというのを最終年度で見ます。そうした中、3年ごとの中で、平成26年の途中から実施した事業でございまして、当初は平成26年から4年間実施して、その後、検証する中で、あと3年継続をしております。そして、そういう中で、今回は令和3年度が最終3年度になりまして、この状況を見ながらまた検証させていただいて、さっきも言いましたように、事業継続が必要やなという判断になりますと、また継続という形というのは考えられます。そういった形で10年を見て、当初の補助事業ではないということを御理解ください。

それから、経費が15万円だった場合、この補助事業でございしますが、事業費の3分の2補助でございまして、15万円だった場合は3分の2なので10万円、ただし、県の補助事業の定額がありまして、県が申請しまして通りますと8万円がつきます。10万円から8万円を引きまして、市が2万円を出して10万円の補助という形になっております。そういう形で市の補助金としては2万円、県の補助金が8万円という形になります。

以上でございます。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 数制的なところは分かりました。宍粟市内広いですので、あといろいろな犯罪のために防犯カメラはかなり有効だと思います。警察のほうからの依頼などもよく私の地元などではあるんですけど、市外へ抜けれるような犯罪者たちを見るためにも、国道や県道沿いにというように思うんですが、そういうところ辺の設置は市のほうではされていないというふうに聞いておりましたので、自治会頼みの、自治会のカメラが頼みの綱というような感じがしているんですが、国道沿いの、県道沿いの市外へ抜けれるような道に配置するような予定ではないですか。

○今井委員長 田村次長。

○田村まちづくり推進部次長兼消防防災課長 市のほうではここという現実、設置の計画はないんですが、基本、例えば菅野地区なんか考えると、一昨年から昨年度設置したんですが、そういったことを地域で考えた中で、県道に菅野の入り口、あるいは出口全部、不審とか、そういった今、事件とかあった場合に、全て防犯カメラで追えるというような形で、菅野地区は地域で防犯カメラを設置したという事例があります。

そういった中、地域のほうでも順次、そういうところを考えて、この事業を、先ほども言いましたように希望されて、検討されておりますので、そういった中で補助事業で継続を検討していきたいなと思っております。

以上です。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 その検討に関しましては、宍粟市、四方へ抜ける道がありますので、それを追えるような感じで設置を進めていくような検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、続いてでいいですか、続きまして、同じく34ページの中段の高齢運転者免許自主返納促進事業、これについて伺ひます。

以前にも伺ひたことがあるんですけど、高齢者はつらつチケットは発行されておられますが、これは有効に使用していただけているのか、それに対する予算化なのかというところを伺ひたいと思ひます。

その中でも利用者からの要望などが聞いているのかというようなことも含めて、よろしくお願ひします。

○今井委員長 田村次長。

○田村まちづくり推進部次長兼消防防災課長 高齢運転者免許自主返納促進事業についての質問に回答させていただきます。

この高齢者のはつらつチケットを有効に使用していただけるかということですが、頂いているのかという質問ですが、当課、担当としましては、市内の外出時には有効に使用していただいているものと考えております。

特に、高齢者の免許運転チケットで交付させていただいた方には、車の運転だけでなく、一人でバスを利用されている方もいらっしゃいます。そういった中で、バスに一人で乗るのも不安な方もおられるのは聞いておりますが、一応利用は全体としてはまだまだ22%ほど集計しますと利用率となっておりますけれども、そういった中、有効には何とか使っていただいていると思ひます。

今後、まだ利用期間がありますので、この事業につきましても、令和3年度が一つの検証の年になっておりますので、チケット利用は今までの中で5年まではまだ利用できます。そういった中、そこら辺も見定めて検証してまいりたいなと思ひしております。

それから、利用者の中の要望ですが、昨年度、一応アンケートをとっております。その中では、利用されている方でありがたいなという声も聞いておりますし、

また、チケットを交付するときに窓口などでこちらが交付するときには大変ありがたいという声も聞いております。また、なかなか一人だけですので、利用がなかなかまだ進んでいないというところもあります。

昨年のちょっとアンケートをとった中で、免許返納後の外出方法についてということでアンケートをとっております。350人ほどの方に聞いている中で、チケットをもらったんですけど、まだお二人で住んでいる方とか、家族で住んでいる方はまだ運転されている方がおりますので、そういう方に同乗しておりますという方が150名ほどいらっしゃいました。それからまた、110名ほどですか、公共交通、バス、タクシーで乗っておりますという回答もいただいております。先ほども言うたように、なかなか一人でバスに乗るのもちょっと不安な方もいらっしゃるということで、あまり外出はしなくなったという方も60名ほどアンケートを頂いております。あとの残りは友人とか、知人という形で、そういった外出方法も聞いております。今後またそういった利用できるように啓発もしますが、その辺もまた検討しながら、今後この事業について考えていきたいと思っております。

以上です。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 御丁寧な答弁ありがとうございます。その中で、先ほど少し聞こえてきたのは、令和5年までの使用ができるというふうに聞こえたんですけども、このチケットには使用期限があるということですか。それと、そのチケットを使われたチケットの回収はされておられるのか、ここ2点をお伺いします。

○今井委員長 田村次長。

○田村まちづくり推進部次長兼消防防災課長 利用する事業の、さっきまで言った、年度を決めております。それから、利用期間も令和5年度末までが利用できるようにしております。それで、チケットにつきましては、あと返納者につきましては、半額、市内バスですと200円ですので、100円ですが、その100円をはつらつチケットで無償としております。そこに神姫バス、また、篠陽タクシー、それから、またその分補助しますので、チケットを回収して、それで、使用が先ほど言うたように22%という率が出ております。

以上です。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 続けて行きます。

34ページ下段の地域防災力の向上のところの委託費1,775万円の理由というふう



に伺っておりますが、この回、一番初めの説明の中で聞かせていただいた、ハザードマップの更新、製作ですか、というふうに聞こえていたんですけども、お聞きしたんですけども、この委託料全て1,775万円はハザードマップの製作に使われるという分でしょうか。

○今井委員長 田村次長。

○田村まちづくり推進部次長兼消防防災課長 冒頭説明させていただいたとおり、平成27年、皆さんのお手元にある全戸配布したのが平成27年です。それを先ほども言った、レッドゾーンとか、イエローゾーン、あるいはまた県河川等、河川の増水したときの浸水想定区域とか、いろいろ変わっています。今回、新たに全戸配布でこの概算経費ということで1,775万4,000円、ハザードマップの更新作成費用ということでございます。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 全戸配布でその地区ごとの配布、ハザードマップを配布されているように考えておるんですけど、配布されていてもというのはあれなんですけど、住民の方の意識の問題だとは思うんですけど、防災意識の向上につながるような配布を計画されておられるのか、ということをお伺いします。

○今井委員長 田村次長。

○田村まちづくり推進部次長兼消防防災課長 当然防災意識の皆さんに向上してもらうような形で配布を考えております。また、皆さんも、委員さん御承知のとおり、ハザードマップを使いながら自主防災マップづくりもずっと計画的にやっております。今年は山崎を中心に回っていきますけれども、ハザードマップにも今は前回のやつ、あるいは、ちょっと昨年度は概略版で自主防災マップづくりをさせていただきました。そういった中で、皆さんの、住民の周知をしながら、今年度中には新しい防災マップをつくって、14に分割しますけれども、そういう周知方法も考えながら、あるいはまた、6月号の広報誌にはいろいろと出水期前の避難情報とか、また広報で周知をするようなページも毎年しております。委員のおっしゃるとおり、いろいろ工夫しながら、皆さんが防災マップ、もう前回のをなくしておられる方もいらっしゃるかも分かりませんが、それぞれで大事に持っていていただくように、きっちりその辺も周知してまいりたいなと思います。

以上です。

○神吉委員 終わります。

○今井委員長 じゃあ、同じ内容ですけども。

飯田委員。

○飯田委員 これもそこそこいろんな説明をいただいたんですけども、要は利用しなかったらここにお金をかける意味は全然ないので、配布はしましたと、私たちは配布しましたよ、でも、先ほどなくさないようにとかいう言葉もあったと思うんですけども、そこを一番重要視して、必ず目につく場所に置けるようなもの、そういうものを考えていただきたいと思うんです。あれどこ置いたかなという感じのものになってしまわないように、その辺のところが重要やと思うんです。だから、いつも目につくところに置けるというのか、貼れるというのか、そういうものにしていく必要があると。実質これだけのお金をかけるんですから、これだけのお金をかけて、皆さんに自分の命は自分で守りましょうという、ある意味そういうアピールをするものなので、その辺のところを一番に委託する以上、きちっと計画する人はそのところまで踏み込んだものにしていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○今井委員長 田村次長。

○田村まちづくり推進部次長兼消防防災課長 飯田委員おっしゃるとおり、そういった点も踏まえて検討してまいりたいと思いますし、ただ、ハザードマップを配布するだけじゃなしに、データ版も作成し、また、さっきも言いましたけど、市の公式のホームページにも掲載するようにしますので、ありがとうございます、その辺も検討してまいりたいと思います。

○今井委員長 じゃあ、次の項目でお願いします。

山下委員。

○山下委員 それでは、次のページ、35ページの上段です。

災害用備蓄品購入事業のところ、コロナ禍における備蓄品の購入計画及び内容について、教えてください。

○今井委員長 田村次長。

○田村まちづくり推進部次長兼消防防災課長 新型コロナウイルス感染症に対応する備蓄品ですけども、新年度予算じゃなしに、令和2年度、今年度ですね、令和2年度に国のほうから第4次か、5次、ちょっと忘れましたが、臨時交付金がずっと出ました。それを活用して、今年度は不織布のマスクとか、非接触型体温計、特にそれにつきましては指定避難所とか、各自治会にも配布させていただきました。それからまた、防護服とか、フェイスシールド、それから、避難所用のパーテーション、それから、同じく避難所用のワンタッチの間仕切りの簡易なテントですね、それから、消毒液とか、ダンボールベッド、そういうものをいろいろと事業者から寄

附していただいたものもありますけども、こちらの備蓄品として準備をしております。

令和3年度につきましてのこの経費の中につきましては、通常の非常災害用の備蓄品という、非常食ですね、アルファ化米とか、にゅうめんとか、それから、毛布とかいった形の整備する以前から計画を持って整備する予算をここに計上しております。コロナ禍の対応をするには、先ほど言った中で、今年度買わさせていただきましたので、それを備蓄として今、用意をしております。

簡単ですが、以上でございます。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 コロナ禍に対しては、令和2年度の臨時交付金で準備をしてくださっているということで、これで十分ということで捉えておいたらいいのでしょうか。

○今井委員長 田村次長。

○田村まちづくり推進部次長兼消防防災課長 100%十分かといったらあれですけど、今の保管場所とかも含めまして、先ほどの避難所のワンタッチ式の簡易なテントも各指定避難所に分けて置いておりますし、今のところは十分かなと想定しております。

○今井委員長 では、次の項目です。

神吉委員。

○神吉委員 35ページ下段の自主防災組織育成支援補助事業のところ、補助金ですので、何かにとというのがいろいろなものがあるんでしょうけれど、補助の対象の資機材等は主に何なのかというのを伺います。

○今井委員長 田村次長。

○田村まちづくり推進部次長兼消防防災課長 自主防砂組織育成支援補助事業ですけども、この事業は、ホームページにも載せていますが、要綱がありまして、各自主防に毎年200万円の補助で十分使っていただいております。これまでこの額で足りなくてよそから回してきたという経緯もありますけども、これにつきましての資機材は初期消火用資機材、また、救助用資機材、それから、救護用資機材、それから、水防用資機材、それから、避難誘導用資機材、情報通信用資機材、また、それらの資機材を保管する施設、倉庫とか、あるいは去年から追加しました感染症対策用資機材というのが主になっておりまして、具体的に言いますと、初期消火ですと、可搬式散水装置とか、それから、消火器とか、スタンドパイプとか、それから、消防用のホースとか、筒先とか、そういったものになります。それから、救助用ですと、

発電機とか、投光器とか、チェーンソーとか、それから、救護用ですと、救急医療セット、それから、毛布とか、簡易ベッド、ダンボールベッドとか、水防用資機材ですと、土のう袋、それから、救命胴衣、その他水防活動に必要な資機材とか、それから、避難用ですと、笛とか、腕章とか、旗とか、あるいはヘルメット、拡声器、そういった面、それから、情報通信用ですと、携帯用のラジオとか、具体的にですが、それから、先ほど言ったそれらの保管用の倉庫、それから、感染症ですと、今年度も言いますが、ダンボールベッドとか、それと感染用のマスクとか、非接触型体温計とか、そういった資機材をこの要綱で定めて、皆さん、自主防で取り組んでいらっしゃいます。

以上です。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 私、主にと聞きましたが、いろいろなものがあるということで理解します。

それと、この補助率というのは何%ですか。

○今井委員長 田村次長。

○田村まちづくり推進部次長兼消防防災課長 補助率は2分の1でございます。

○今井委員長 いいですか。

続いて、お願いします。

資料は今度部局の資料になりますけども。

飯田委員。

○飯田委員 一番最初に説明があったものでして、そのときに言えばよかったと思いまして、今になって申し訳ありません。

市内完結路線、始まって以来ずっといろんな問題点が指摘されて、市民からもある、こちらからもあるという、当局の中でもいろんな課題として取り上げられていると思うんですけれども、いよいよここに来て、もう乗車のない地域がほぼないと言っていい地域があったりする中で、いろいろと検討を重ねられておると思うんですけれども、検討してきておると、地域とも話合いをしておるという中で、具体的な方向性というのはもう見えてこなくてはならない時期に来ておると思うんですけれども、それに対しての動きというのはこの令和3年度では見込まれるのでしょうか。

○今井委員長 小河課長。

○小河市民協働課長 生活交通対策の関係につきましては、いろいろと委員会のほう

でも御指摘もいただいております。その間、ずっと一宮の北部の地域との意見交換を続けてきております。その中で、先ほどの御答弁の中にもありましたが、許可制、登録制、あるいは互助による仕組みということをそれぞれ御説明も申し上げる中で、具体的に今現在許可制の乗り合いバスということで運行しておりますけれども、それとは違う手法でやっていくというような方向での考え方を示しまして、じゃあ、具体的にどういうふうな格好でそれが成り立っていくのかということをもうちょっと掘り下げた進め方を令和3年度は模索していきたいというふうに考えております。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 その地域の人にとっても、それはどういったものなのか、口で説明されても、なかなか理解できない部分があると思いますので、できれば先進地の視察でありますとか、そういう部分で理解を深めていただいて、その人との話によって、その有効性とか、そういうものについて理解をしてもらうという手もあろうかなと思いますので、できればそういう部分の組立てを考えていってほしいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○今井委員長 小河課長。

○小河市民協働課長 この2月にも地区との話し合いを進めております。その中で、やはり地域の皆さんと丁寧に合意に向かっていくということが必要かと思っております。その中でおっしゃったような視察も含めて、今後は模索し、具体をイメージできるように、共有できるように進めていきたいというふうに考えます。

○今井委員長 そうしたら、次ですけども、これもまた先ほどと一緒にですけど。

飯田委員、お願いします。

○飯田委員 すみません、29番を先ほどしましたので、30番のしそ元気げんき大作戦ほかの事業についてなんですけれども、この中でも地区生涯学習推進事業というのが旧町時代にもあったものがそのまま同じ予算組みでずっと続いておるように見ておるんですけれども、その活動成果、これも何をもって成果というのかというのはなかなか捉えにくいものがあると思うんですけれども、実質この予算組みをどうかという部分については一切触れられていないというんですか、そのままの予算がそのまま毎年繰り返されておると。これについてもいろいろ委員会の中でも恐らく何回か意見があったと思うんですけれども、聖域としてしまっただけじゃないかなという思いの中で今日、こうしてお尋ねしておるんですけれども、そういう意味において、地区とのこの補助についての話し合いというものも一度していくべきじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○今井委員長 小河課長。

○小河市民協働課長 生推協の関係につきましても、おっしゃることについては御指摘をずっと受けているところでございます。これに当たりましては、それぞれの地区でこれまでの長い歴史の中で積み上げてこられた部分が非常にあると思いますし、各生推協におかれましては、自治会長さんを中心に、関係者の皆さん、お集まりになりまして、これまでの取組から新たに出てきております課題も含めて、事業計画を練り上げて、そして実践されているということで、その結果、金額がこれぐらい必要やというところの事業予算も立てられているということでございます。

そういう中で、補助金の出し方については、御指摘を受けているところでありませぬけれども、今、協働のまちづくりという部分で、もう一つは地域全体で、地区全体で広域的に課題解決に向かっていきたいと思いますという重要な施策がございますので、そういう部分も含めてやはり考えていく必要があるのかなというふうに思っております。決して聖域という感覚ではございませんので、その点は御理解いただきたいと思っております。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 そういう考え方で進めていく中で、やはり先ほどもおっしゃいましたように、予算立てをする、こういう事業をこういう予算でこうしていくんだという、やっぱりそういう部分が必要になってくると思うので、毎回同じ予算がおりてきて、じゃあ、何をしようかというんじゃないくて、今度はひょっとしたら増える可能性のあるところもあると思うんです、事業内容によっては。だから、そういう部分に含みを持たせた考え方をしていかなかったら、やっぱり自主性というものがない、あてがわれた金額をどないして使おうと、言い方悪いですけども、そういうところもなきにしもあらずという部分があると思うので、実質前からやっとなんやから、次の人たちもせなあかんのやと、そういう感覚じゃなしに、やっぱり自分たちで学びの部分でここでこういう予算を使ってしようと、やっぱりそういう自主性、おっしゃったように自主性を重んじていくにはその辺のところが一番肝心になってくると思うので、有効なお金の使い方をしていただくという意味では、やっぱりその辺はお互いに当局と各団体との話し合いというのもそういうところで進めていただきたいと思いますので、今おっしゃったことをこれからもよろしくお願ひしたいと思っております。

○今井委員長 それでは、次です、同じく。

飯田委員。

○飯田委員 すみません、続けてお願いします。

今回、見せていただいております中で、一宮の北部で食品加工事業とか、こういうものを計画されてやっておられるという、これが一宮の北保育所の跡地利用という形が書いてあったんです。実質もう北保育所の跡地利用は診療所という形が打ち出されておりますので、せっかくだいいことを考えてやられようとしておる中で、当てにしておいた場所がなくなるということになるかと思えます。その辺のところの手当、手当というか、対策というんですか、何かしてあげられたのでしょうか。

○今井委員長 樽本次長。

○樽本まちづくり推進部次長 この部分につきましては、地域から一宮北部、三方地区地域活性化委員会から御相談いただいたときに、北部診療所のお話もございました。その中で、学校跡地活用の観点からどう判断していくのだということで、関係の地域創生課などと協議した結果、三方町の診療所については、一定の区域で開設ができると、残りの区域についてはきっちり分けたら、そういったところの活用は可能であるということの判断をいただいたので、令和2年度支援をさせていただいております。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 ということは、給食施設があったりしたわけやな、そういう部分を含めての同居しても何の問題もないという判断があったという理解でよろしいですか。

○今井委員長 樽本次長。

○樽本まちづくり推進部次長 施設についてはしっかりと区分けして、診療所部分と地域活性化で使われる部分ということで区分けして利用されるということで判断をさせていただいております。

○今井委員長 それでは、次、行きます。

津田委員。

○津田委員 冒頭に次長のほうから説明、軽くお聞きしたんですけど、宍粟市の波賀B & G海洋センターほか3施設、この3施設ってどこどこに該当するんですか。

○今井委員長 前田係長。

○前田市民協働課スポーツ推進係長 波賀B & G海洋センターなんですけど、その他3施設というのは、メイプルスタジアム、あと波賀ふれあいサロン、市民局上に市民グラウンドがありますので、その3施設となっております。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 これの増額理由の詳細、実際1,759万円、この辺はどういうふうな根拠

があるのか。

○今井委員長 前田係長。

○前田市民協働課スポーツ推進係長 御質問の1,759万円ですが、これまで直営で管理しておりました、宍粟市波賀B&G海洋センターほか3施設を令和3年度から新たに指定管理施設として運営するための費用となっております。令和2年度の直営時の管理費用は当初予算ベースで1,875万円でしたので、単純差引きしますと116万円の減額ということとなっております。

以上でございます。

○今井委員長 続いて、最後。

飯田委員です、お願いします。

○飯田委員 すみません、私も同じような部分なんですけど、音水湖のカヌー競技場、これの管理というところで、前年度が240万円で今回は570万円というこの増額になっておるんですけども、この部分についての説明をお願いしたいと思います。

○今井委員長 樽本次長。

○樽本まちづくり推進部次長 議会の事務局のほうにはちょっと御報告させていただいたんですけども、音水湖カヌー競技場の指定管理の部分については産業部のほうになりますので、そちらのほうで御質問のほうをしていただきたらと思います。すみません。

○今井委員長 以上で一応事前通告の分は終わったんですけども、あと関連とかありましたら。

津田委員。

○津田委員 すみません、ちょっと1点お聞きしたいと思ったのは、音水湖カヌー競技場の大会運営補助事業で、減額されているということなんですけども、大会の数が減るということなんですか、今年度、ちなみにどれくらい計画されているのか、その辺あれば教えてください。

○今井委員長 榎木副局長。

○榎木波賀市民局副局長兼まちづくり推進課長 音水湖カヌー競技場につきましては、令和2年度につきましては、ほとんど予定しておりました大会が中止になっております。

令和3年度につきましては、例年開催しております国体のスプリントであるとか、関西学生カヌー選手権大会といった大会は誘致できておるんですけど、この減額になっておる分が、それまで開催しておりました、春に毎年あったんですけど、カヌ



ースプリントジュニア、アンダー23海外派遣選手最終選考会及びカヌースプリントの日本代表最終選考会というこの大会が約150人ぐらいで全国から集まる大会だったんですけど、この分につきまして、協会のほうから補助金というものがここに書いてある115万円というところがあったんですけど、これが出ないということで、この大会の誘致については今後も断念するというので、この大会については一つ去年までと比べると減っておるという状況になっております。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 ということは、じゃあ、1個なくなった大会はほかの競技場で開催されているということなんですか。

○今井委員長 榎木副局長。

○榎木波賀市民局副局長兼まちづくり推進課長 その後、この競技会がどこの会場ということは協会のほうが探されておると思うんですけど、今、入ってきている状況では他のところで開催するというので、するというようなことは聞いて、どこかということは確認はできておりません。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 このカヌー競技場、これだけやっぱりお金を投資して整備したところなので、またぜひ大会誘致に向けて、来年度以降も頑張ってください。

以上です。

○今井委員長 榎木副局長。

○榎木波賀市民局副局長兼まちづくり推進課長 委員言われるとおり、昨年、苦渋の決断で、このスプリントにつきまして誘致ができないという判断をさせていただいたんですけど、今後、今言われたとおり、かなりの設備投資もしておりますので、今、当然誘致をしておるところについては継続的に誘致をして、また、今後カヌーポロというところもありますので、カヌーポロの大会等なんかも設備を使って、競技場を使った大会でいろんな人を、選手を誘致できる大会ができないかというようなところで進めていきたいというふうに考えております。

○今井委員長 そのほか、委員の皆さん、何かありますか。

飯田委員。

○飯田委員 すみません、先ほど補助事業とかのことで言ったんですけども、一宮のふるさとまつりであったり、いろんな旧町時代から続いているイベントがありますよね。昨年、令和2年度においてはコロナの関係で中止だったり、いろんな考え方で縮小、実行された部分がかかなりあると思うんです。今回のウィズコロナという考

え方の中で、そういったものの開催についてのやり方とか、いろんなことを見直していく時期に来ておるんじゃないかなというふうに思うんです。だから、これもまた毎年同じ額でずっと続いてきておる事業やと思うので、やっぱりその辺駄目やというんじゃないしに、いろんな考え方の中でもう一つ踏み込んで、見直していく必要があるのかなと。また、今、かなり人口減になってきて、各自治会さんにおいても人のやりくりを困っているとか、どうしたらいいんだろうとかいうところもあったりして、一律にみんなの自治会がその事業を手放しで参加できるという状況にもないという部分が結構見られますので、そういう面も含めて、これからの地域づくりのやり方について考えていく必要があると思うので、もう今回は予算が立ててあるので、それを踏まえて今年度の事業の展開を考えていってほしいと思うんですけど、いかがですか。

○今井委員長 津村部長。

○津村まちづくり推進部長 ウィズコロナということで、確かにおっしゃるとおりだと思います。現状としましては、各旧町に、例えば一宮でしたらふるさとまつり等々、それぞれ実行委員会形式で組織を組んでいろいろもろもろ企画検討されておりますので、そういったことも含めて今後、検討すべきはしていくべきかなということも思いますし、市全体としましても、そのあたりまた連携をとりながら、一つの考え方として議論していけたらなというふうには思っています。

○今井委員長 ほかにありますか、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○今井委員長 それでは、これでまちづくり推進部の予算審査を終わります。

職員の皆さん、どうも御苦労さまでした。

(午後 3時30分 散会)